

総合資源エネルギー調査会総合部会 第3回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年5月29日（火）18：30～20：52

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第3回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、オブザーバーとしまして、前回に続いて、全国消費者団体連絡会阿南事務局長、東京消費者団体連絡センター矢野事務局長、まだお見えになっていませんが、消費者庁の長谷川消費者生活情報課長にご出席いただいております。

また、前回に続きまして、東京電力から、説明いただくため、高津常務取締役お客さま本部長にご出席いただいております。

では、以後、安念委員長に進行をお願いいたします。

2. 前提計画について②

○安念委員長

ありがとうございました。それでは、お手許に議事次第に従って進めてまいります。

前回、東京電力から前提計画のうち、供給、需要、設備、燃料消費に関する計画のご説明をいただきました。本日は、前提計画のうち、その続きといたしまして、経営効率化、人員配置に関する計画について東京電力からご説明をいただき、議論を行いたいと思います。これがアジェンダ1です。

アジェンダ2は、本日から個別の原価についても検討に入りたいと思います。まずは、経営効率化計画や人員計画に関係が深いものとして、人件費、修繕費について議論を行いたいと思います。さらに、本日の後半の議論では、前回議論のあった福島第一原子力発電所の安定化費用等についてご審議をいただきたいと思います。そこで、アジェンダは要するに2つでして、経営効率化計画と人員計画が1、それから、人件費、修繕費、原発の安定化費用等がアジェンダ2ですが、人件費と修繕費については、経営効率化計画や人員計画と関係が深いので、そっちをまず前半、一固まりにして扱わせていただくと、こういうことでございます。

まず、事務局から前提計画の論点についてご説明をいただきたいと思います。その後で東京電力からご説明をいただきます。よろしくお願いします。

○片岡電力市場整備課長

資料でございますけれども、資料3をごらんいただければと思います。

まず、前回に続きまして前提計画ということでございまして、今回、経営効率化計画、人員計画に関する論点を例示させていただいております。

まず、経営効率化計画ですけれども、電気事業法をこの四角の中に参考で書いてございますけれども、「能率的な経営の下における適正な原価」ということになってございます。したがって、各費用の性格に応じて適切な経営効率化努力を織り込んだものとなっているかどうかという査定を行う必要がございます。

これまでご指摘があった事項としましては、下のほうに参考で書いてございますけれども、人件費のカット率の問題、あるいは入札の実施の問題、次ページですけれども、子会社、関連会社の問題、こうした問題がさまざまご指摘いただいているところでございます。

論点といたしましては、1ページ目の真ん中にありますけれども、どのような考え方にに基づき人件費のカット幅を決めてきたか、今後の人事制度についてどのように考えているか、それから、競争入札の導入についてどのような方針で行うか、子会社・関係会社との取引構造についての見直しについてどのような方針で行われていくか、こういった点につきまして、後ほど東京電力からご説明がございまして、確認いただければということでございます。

それから、次のページでございまして、人員計画でございまして、事業に必要な人員の採用や配置、退職に対する計画ということで、人件費の算定の基礎となる計画でございまして。

この論点でございまして、後ほど出てきますが、賠償対応等に伴い原子力関係の人員がどのように増加しているか、他方で、それ以外の部門の人員については適切に効率化を図っているか、採用や退職の人数は適正であるか、全体の人数は妥当か、こうしたものから他の電力と比較して適切な水準になっているかといったことなどなどについて、ご議論いただければということでございます。

参考までに各社の比較というのがついてございまして、1人当たりの販売電力量で、これは東京電力さん、今回1人当たり何万キロワットアワーの電気を売っていることになるかということ、一番左が過去の実績、22年度でありますけれども、次の右側が今回の料金に織り込んでいる想定、それから、その右側は他の電力会社が書いてございます。いろんなその需要の状況でございますとか立地の状況が異なりますので、一概には比較できないかと思っておりますけれども、ご参考までに提示させていただきます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

委員の先生方におかれましては、今、事務局からご提示をいただきました論点以外の論点を提起いただくことももちろんウエルカムでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして東京電力より、本日は高津常務にご出席いただいておりますので、前提計画について、ご説明をいただきたいと存じます。

まことに恐縮ですが、10分程度でお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

承知しました。

まず初めに、弊社の福島原子力発電所の事故によりまして福島県の皆様方、そして広く社会の皆様方に今なお大変なご迷惑、ご心配とご苦労をおかけしていますことを、改めて心よりおわび申し上げます。申しわけございません。

それでは、弊社が進める経営効率化ということで、資料4-1でございます。下の段のところの2コマ目をごらんください。

弊社は、政府の第三者委員会であります経営財務調査委員会及び原子力損害賠償支援機構による合理化余地の洗い出しに基づきまして、機構と共同で策定した総合特別事業計画のもと、徹底した合理化を進めておるところでございます。ごらんのような内容でございます。

3コマ目をごらんください。コスト削減につきましては、表の上段にございますとおり、昨年策定した緊急特別事業計画からさらに6,565億円を上積みしまして、今年度から10年間で総額3兆3,650億円を超えるコスト削減に取り組んでまいります。また、表には設備投資削減や資産売却についても併記いたしております。なお、真ん中のところに、23年度においても目標額2,374億円に対しまして2,523億円ということで、コスト削減を達成してございます。

4コマ目をごらんください。総合特別事業計画のもとでは、人件費、修繕費、燃料費など、あらゆるコストの削減を進めまして、今回の改定原価において、年平均2,785億円のコスト削減を反映してございます。5コマ目以降に、各費目の詳細を記載してございます。

まず、人件費につきまして、人員削減ということで、新規採用の中止や希望退職の実施などによりまして連結で7,400人、単体で3,600人の人員削減を実施いたします。また、年収につきましては、他産業の水準等を踏まえ、昨年度から実施している管理職で25%、一般職20%のカットに加えまして、時間外手当の法定下限への引き下げ、OBを含む年金のカット、健康保険、財形制度等の福利厚生の見直しなど、人事制度全般にわたり合理化を進めまして、年平均1,024億円の

コスト削減を実施いたします。なお、カット後の月額給与の水準を総額として維持しつつ、処遇にメリハリをつける新人事処遇制度を25年度より導入する予定でございます。

6コマ目は、人員削減予定と給与・賞与の削減後の水準を示しております。右の図は前回ご説明させていただいたものです。人員計画及び人件費の詳細につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

おめくりいただきまして、7コマ目、8コマ目をごらんください。これは、修繕費について工事点検の中止や実施時期の見直し、競争入札など、競争的発注方法の拡大、工事効率の向上、外部取引先との取引構造・発注方法の見直しなどを進め、年平均312億円を削減いたします。競争入札につきましては、例えばこれまで主要設備の周辺機器や部品についても、品質保証の観点からメーカー品に限定し随意契約としていたものの機器の使用とか構成部品を丁寧に分析し、汎用品、代替性のある部品などにかえていくことで、安定供給を確保しつつ競争発注に切りかえるといった取り組みを進めてございます。

また、緊急のふぐあい対応とかで、既設設備の修理、改造などで、その設備のメーカーでなければ対応できないといったケースなどもございますが、スピード感を持って新規取引先の拡大、育成などに取り組みまして、総合特別事業計画に掲げた随意契約3年3割削減、これを必達目標として、可能な限りさらなる競争拡大を図ってまいります。

9コマ目をごらんください。燃料費、それから購入電力量につきましても、緊急設置電源の燃料転換等による燃料価格の低減、それから、LNG基地などのオペレーションの効率化によるLNG火力の稼働率向上などに取り組みまして277億円を削減いたします。

10コマ目をごらんください。減価償却につきましても、すべての火力電源の開発に当たり入札を実施するなど、設備投資の削減を徹底し、87億円を削減いたします。

11コマ目をごらんください。その他の費用でございますが、11コマ目にある委託費の削減、それから、12コマ目のほうは寄附金の廃止や広告費を最小限必要なもののみとするなど、徹底的に削減しまして1085億円を削減いたします。なお、13コマ目の資産売却につきましても、電気事業に必要不可欠でない整理されたものについて昨年度より売却を進めておりまして、今年度中に全体の9割を売却するなど、前倒しに取り組んでございます。

以上、弊社としまして最大限のコスト削減努力に全社を挙げ徹底して取り組んでまいるところでございます。

それでは、引き続きまして、4-2のほうをごらんいただきたいと思います。人員計画のほうでございます。

お手元の資料の4-2の1コマ目のところでございます。人員計画策定の流れについて、その

概要を取りまとめましたので、最初に簡単にご説明いたします。

人員計画は、基本方針としまして優先課題に重点配置しつつ、適正な人員配置を実現すべく、その前提となる2番目の業務遂行上必要な人員数の算定を行います。水力、火力、原子力など、部門別に毎年度の仕事の量の増減を精査し算定するわけですが、設備の建設工事の伸展内容、それから、一方で業務の合理化・効率化施策の実施状況など、仕事量の増減に影響を与える要素を考慮しながら算定いたします。あわせて、3番の退職者数を想定し、中期的な社員数を見積もります。ここで、必要な人員数に対しまして実際の社員数の不足が見込まれる場合は、新規採用を検討することとなりますし、反対に過剰であれば希望退職の募集も検討するということとなります。こうして、過不足なく業務上必要な人員数を適正に確保し、4番の部門別に必要な人員数に従って具体的に人事異動を行ったり、新入社員の配属を行うわけでございます。

続きまして、2コマ目以降で具体的な内容についてご説明いたします。

まず、当社を取り巻く要因状況でございますが、福島第一原子力発電所の事故対応、被災した設備の復旧や新規の電源建設などによる安定供給確保のために必要な人員を配置することはもとより、親身・親切的な原子力損害賠償の実施のために大量の人員を確保することが必要でございます。

他方で、人件費削減の一環として人員削減を実行していく必要がございます。したがって、安定供給を確実に維持しながら新たに生じた福島第一原子力発電所の安定化や廃止措置、さらには原子力損害賠償といった2つの重要課題に適切に対応するために重点配置を行うとともに、徹底した合理化・効率化を進め、人員を削減してまいります。

そこで、まず、この2つの新たな課題に何人配置するのかと必要な人員を見積もった結果、3コマ目及び4コマ目に示しますように、まず3コマ目ですが、福島第一原子力発電所の安定化や廃止措置のためには約1,250名、そして4コマ目でございますが、原子力損害賠償については社員約3,600名が必要と想定されました。

5コマ目をござんください。原子力事故対応について、原子力部門で人員確保が可能な見通しでございました。その一方で、原子力損害賠償対応につきましては、約3,600人の人員を確保するため改めて部門別の業務遂行上必要な人員数を見直し、あらゆる部門における業務の徹底した合理化効率化を進めまして、人員をシフトし集めることといたしました。具体的には、この販売部門、一般管理部門から1,000人以上をそれぞれ削減、さらには、技術系の各部門においても工事の繰り延べや管理業務のスリム化などによりまして削減した結果、賠償業務等に約3,000人をシフトいたしました。このほかにもグループ会社からの出向受け入れ等により、現在は3,600人を確保してございます。

次に、6コマ目をござんください。業務の合理化・効率化につきましては、24年度以降も継続、

あるいは深掘りしながら実施していくこととしております。その結果、必要な人員数は、24年度は3万7,760名、25年度は3万6,000名、26年度は3万5,753名と算定してございます。

7コマ目は、社員数の推移ですが、ピーク時は、図から外れてしまいますが平成7年度の4万3,400人でございましたが、スリム化により減らしてきております。

また、8コマ目以降、13コマ目までは、部門別の業務遂行上必要な人員数の算定根拠について、主な業務増と主な効率化業務減の内容の詳細を記載してございますが、本日は時間の関係上、細かくご説明することができません。こういった部門別の仕事量の増減を精査しまして、積み上げて、業務遂行上の必要な人員数を算定してございます。

14コマ目をごらんいただけますでしょうか。

次に、これは、業務遂行上必要な人員数に対しまして実勢に社員を過不足なく適正に確保できるかどうかという観点から今後の退職者数を想定し、中期的な社員数を見積もります。24年度及び25年度につきましては、結果的に4行目にございますように、それぞれ3万7,760人、3万6,900人と見積もっております。さきに述べましたように、24年度については必要な人員数も3万7,760でございまして、見積もった社員数と過不足がございませんが、他方で、25年度については必要な人員数3万6,000と算定してございますので、社員数は900人ほど上回る見通しになります。そのため、25年度には希望退職の実施による退職者数も計上いたしてございます。

一方、26年度につきましては、25年度の希望退職の実施を前提としますと、業務遂行上必要な人員数に対して社員数に不足が生じる見通しでございます。さらに申し上げますと、26年度も採用を実施しないといたしますと3年間採用ゼロということになりまして、技術技能の継承、人材育成、現場第一線の人員確保等の課題認識から、原価算定上は500名の新卒採用を織り込ませていただきました。

なお、これら3カ年の業務遂行上必要な人員数と社員数の関係を15コマ目のグラフで表記してございます。以上、まとめますと、15コマ目の下段の表のとおりになります。なお、人件費の原価算定上の対象人員は、24年度末は3万6,818、25年度には3万5,212といったような人数となります。

私からは以上でございます。

○安念委員長

今ご説明をいただきました経営効率化計画と人員計画につきましては、人件費、修繕費についてのご説明を伺った後で質疑を行いたいと存じます。

3. 個別の原価について

一人件費

一修繕費

○安念委員長

そこで、次に人件費、修繕費についてのご説明に移りたいんですが、その前に、事務局から我々が審査のプロセスの中で今どの位置にいるのか、つまり、今我々は何をしつつあるのかということをご説明いただきまして、どういった形で個別の原価の検討を行っていくのか、ご説明をいただきたいと思います。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料5をごらんいただければと思います。「個別の原価に係る査定について」ということで、若干、確認までにご説明したいと思います。

まず、法令上の規定と査定方針の関係についてでございますけれども、電気事業法、下の方に四角囲いしてございますけれども、料金原価につきましては、まずは「産業経済産業省令に定めるところにより」算定をすると、約款を定めると、算定するということです。それから、2つ目に、「能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものである」ということを認可の際に確認するということになります。

1個目の経済産業省令でございますけれども、下のほうに説明がございまして、一般電気事業供給約款料金算定規則という算定規則でございますが、規定が置かれております。次のページに具体的な条文を引っ張ってございまして、ポイントは3つほどございまして、1つには、条文でいいますと線を引いてある二条の2行目、将来の合理的な期間に必要であると見込まれる原価ということで、過去の費用を回収するのではなくて、あくまでそのフォワードルッキングと呼びますが、将来の原価を見積もることになってございます。

それから、2つ目には、営業費目として第三条でございまして、「役員給与、給与手当・・・」とありますけれども、この紙の一番後ろに書いてありますが、51項目の営業費用項目を算定するということになってございまして、逆に言うと、その51項目以外の費目は載せてはならないということになってございます。

それから、それぞれの費目が具体的に、じゃ、どういう計算の仕方をするかということについては、この三条の2項の第一号以下に順次書いてございまして、例えばここで出ております役員給与、給与手当等でございますれば、実績値及び云々かんぬんで、供給計画などをもとに算定した額ということで、供給計画などというのが、今ご説明があった前提計画もこれに含まれるということとと考えてございます。

それから、次に、実質要件でございます「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を超えたものであること」ということでございますけれども、これは3ページの一番上で「※」印で書いていますけれども、行政手続法上、申請に対する処分に関しましては審査基準を定めることとなっております。電気料におきましても、電気料金の料金審査要領というものがございまして、ここは有識者会議でも紹介しましたけれども、これまで非常にテイセイ的で簡単なものだったんですけれども、それを今回の有識者会議の報告を踏まえまして全面的に書きかえまして、3月31日に改正されております。具体的には、四角囲いで書いてございますけれども、例えば人件費でございますれば1ぼつで書いていますけれども、「賃金構造基本統計調査」における1,000人以上の平均値を基本に、ガス、鉄道等の平均値とも比較しつつ査定を行うと。その際、地域間の賃金格差についても考慮するなどなどが書いてございます。

したがいまして、申請に関する審査に当たりましては、この審査要領に基づいて検討を行って、その上で審査方針を固めるということが必要かというふうに考えます。

それから、3ページの一番下、これは若干進め方の話ですけれども、そのような51項目の中には複数の費目にまたがる事項もございまして。例えば、きょう議論になります福島第一原発に係る安定化費用でございますとか、賠償費用、それからスマートメーターの費用、こうしたものは修繕費であったりとかあるいは委託費であったりとか、さまざまな項目に横断的に入っていますものですから、これは横ぐしで見たほうがよかろうということで、随時、こういう項目については取り上げさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、各論ということでございまして、資料6で「個別の原価について（人件費・修繕費）」でございます。

後ほど具体的な中身につきまして、申請内容につきましては東京電力からご説明がございましたけれども、事務局のほうで、これも論点の例を提示させていただいてございます。

まず、1枚めくっていただきまして、3ページでございますけれども、概要ということで、人件費としましては、役員給与、給与手当、以下8項目が挙げられてございます。これは、算定規則という四角囲いの中にこの8項目が書いてございまして、算定の方法としましては、実績値及び供給計画等をもとに算定した額というふうになってございます。今回の申請、前回と見比べましてどうなっているかというのは四角囲いに入っていますけれども、これは後ほど、詳細について東京電力からご説明いただきたいと思いますと思っております。

4ページでございますけれども、それぞれ役員給与においては何を入れるのか等々について解説が書かれてございます。審査要領でございますけれども、4ページの下、これは先ほどご説明したとおりでございます、1,000人以上の平均値を基本に公営企業の平均とも比較するという

ことが書かれてございます。

5ページでございますけれども、これまで1回目、2回目、審査専門委員会でご議論いただいた指摘事項を書いてございます。公的資金が入った企業ということで、全国平均で比較するのは疑問ではないかといったような問題、あるいは、イのほうですけれども、学歴構成も踏まえた比較を行うべきじゃないか、それから、法定厚生費の問題、あるいは、その出向者の費用の問題、多様な幅広い論点を挙げていただいております。

それから、同時に6ページでございますけれども、現在パブリックコメントと申しますか、インターネットにおきまして国民の声の募集を行っております。これは、昨日時点で300件近いご意見をいただいておりますけれども、その中から関連するものを引っ張り出しますと、例えば値上げを起している期間中は賞与を出すことを認めるべきではないといったようなご議論がありますとか、他方で、オのあたりとかにございまして、若い人の給料が低いために考慮する必要があるといったようなご意見とか、これも幅広いご意見をいただいております。

7ページでございますが、論点の例でございまして、まずは人件費、これは人員数×単価ということで算定されることとなりますけれども、人件費、先ほどご説明ありました人員計画に基づきまして適切な合理化努力を織り込んだものになっているかと。例えば、その際に他の電力会社と比較してどうかでありますとか、あるいは、その出向者の給料は適切に考慮されているか、こうした点についても確認していく必要があるというように考えてございます。

単価につきましては、審査要領におきましては先ほどのとおり1,000人以上を基本にというふうになってございますけれども、今回、申請がそれに沿ったものになっているかどうか、その上でご指摘もいただいておりますけれども、学歴補正を行うかどうかでありますとか、あるいは、公的資金が投入される企業であるということをごどのように考えるかといったこともご議論いただければというふうに考えてございます。

それから、役員給与、福利厚生費、これも審査基準においては人件費そのものと同様の考え方を適用するようになってございますけれども、これが今回どのような形になっているかということも確認していくと。他方で、後でご説明あるかと思っておりますけれども、役員給与は原価に入っていないということでございます。

それから、残りの委託検針費、委託集金費、雑給等につきましては、これは審査基準に特段の規定はないということでございますけれども、この場でどのようなメルクマールがよいのかということもご議論いただければありがたいと考えてございます。例えば、こうした業務の具体的な内容を見ながら全産業の平均の値でありますとか、あるいは他の公益企業、これはメーターの検針でありますとか集金はガスとかあるいは水道もやっていると思いますので、そういう平均であ

りますとか、あるいは他の電力会社の平均とか、こうしたものは一つの例になるのではないかと
いうこと、さらには、スマートメーターが将来導入されれば、これは原価算定期間の問題はあり
ますけれども、こういう検針費、あるいは集金費は下がっていく可能性がありますので、それが
どういうふうに反映されているかということも確認できればなというふうに思います。

それから、修繕費でございますけれども、9ページのほうで概要を説明してございます。

これは言葉のとおりでございますが、固定資産の通常の機能を維持するために部品の取りかえ
でありますとか損傷部分の補修、点検等に要する費用でございます。算定規則上は、普通修繕
費と取りかえ修繕費の合計額ということで、実績及びこれも供給計画等、これは先ほどの合理化
計画も含めてでございますけれども、それをもとに算定した額となっております。下のほうに
分類したものが書いてございますけれども、取りかえ修繕、これは配電のほうに真ん中あたりか
らちょっと下に入っていますけれども、ここに出てくる概念でございます。基本的にはメータ
ーの取りかえに要する費用でございます。

それから、一番下のほうで件名分と一括分という概念がございます。これは、右肩のほうに備
考でいろいろ額が書いてございますけれども、あらかじめ修繕を行うということが見込まれるも
のは、これは件名分として案件ごとに積み上げてございます。他方で、機械でございますので、
どこの機械設備が故障するかはわからないということで、過去の実績から踏まえるとこの程度の
修繕は毎年発生するというようなものを一括計上してございます。

ちなみに、東京電力、今回でございますけれども、金額ベースで92%が件名で積み上げ、残り
の8%がそうした実績をもとにした一括計上というふうになってございます。

10ページでございますけれども、審査要領でございますが、これは有識者会議の中でご議論
いただきまして、各社それぞれ経営判断といいますか、修繕費をたくさんかけて設備投資を抑える
とか、そういった考え方もあり得るものですから、一律に設定するのではなくて、各社ごとに過
去の実績をもとにした基準と。例えば、ここに書いていますのは、帳簿の原価に占める修繕費の
割合を過去から引っ張ってきまして、実績をもとにメルクマールとして設定したらどうかと、そ
れに加えて、効率化努力とか、あるいは今後想定される投資の増加とかいったものを個別に
考慮するというではないかというふうに書かれております。

この委員会での指摘事項でございますけれども、特に下のほうの入札についてはさまざまご
議論があったというように理解してございまして、上田知事からはもう少しスピードアップできるん
じゃないかというようなお話でありますとか、あるいは、メーターについても他国と比較してど
うかといったようなお話があったと考えてございます。

11ページ、査定方針策定に当たっての論点ということでございますけれども、最初の丸は繰り

返しですので省きますが、なぜ修繕比率という形で査定方針を決めたかということでもありますけれども、過去、料金原価に算入された修繕費の金額、それと実績、実際に行った修繕額が大きな乖離があったと、つまり、たくさんそういう意味では原価には入っていて実績は少なかったということがあったことを踏まえまして、有識者会議にはきちんと実績ベースで見るべきだということで、この帳簿原価に占める修繕費の割合である比率というのを採用することとなっていると考えてございます。

今回、後ほど東京電力さんから説明がありますけれども、それがきちんとそのメルクマールに沿ったものになっているかと。その際に棒で書いてありますけれども、短期的な修繕費の増減の影響を抑えるために、一定の長期間とるべきと考えられますけれども、どの程度の期間をとってその修繕費の比率を計算するかということ、長くなれば長くなるほど影響を抑えられますが、当然設備も変わっていると思いますので、技術革新等考えますと、どの程度が適切かといったご議論があらうかと思えます。

それから、それで一定の比率のもとに入っていると、その範囲に抑えられているということでもありますれば1つの基準はクリアしているんですけども、基本的にはこの基準に入っていれば過去の実績ベースでございまして、設備の安全とか安定供給は図られるというように考えられますけれども、なお、その上で、量としてはそういった修繕を行うと、その上で単価なりをさらに切っていくとかということができないかという観点から、設備の安全や安定供給を確保した上でさらなる効率化の余地として下に3つほど書いてありますけれども、例えば除却する設備に係る修繕がないかどうかとか、あるいは、送電線で「異電圧」とありますけれども、将来は高い電圧で使うけれども現時点では低い電圧で使っているといったような、いわばあきの部分に係る修繕については認めないと、そうしたものも個別に見ていく必要があるんじゃないかということ。それから、さまざまなご議論いただいておりますけれども、関係会社からの取引を含めて入札の実施は最大限行われているか、行われない場合にどういった形でそれを査定するかということも論点ではないかと。それから、さらにはスマートメーターのような国際調達価格といいますが国際価格があるものについては、それは適正な価格で織り込まれているかと、こういうことも論点にならうかということでございます。

1点だけ追加でご紹介させていただければ思うんですけども、一番下のほうに参考資料1、参考資料2としまして、本日、消費者庁様のほうから電気料金、これは将来的には経産省から査定方針について協議を行うわけですけども、消費者庁としてのチェックポイント、13ほど項目が挙がってございます。その中に人件費とか、あるいは調達の問題も記載されていますので、ご参考までに提示をします。

それから、もう一つ、参考資料2でございますけれども、本日、消費者委員会が開催されました、先ほど私どもも出席してまいったわけでございますけれども、その場でも料金値上げの申請について、こういう観点について検討いただきたい、それから査定においても反映することを要望するということでいただいております、特にⅡぽつの1ぽつ（1）人件費でございますとか、あるいは、（3）の入札の話でありますとか、このあたりは今回の議論とも関連しますので、ご参考までにご紹介させていただきます。

私からは以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

既に多岐にわたるご説明をいただいたんですが、私どもは査定の方針について経済産業大臣に助言を申し上げるという立場だと理解しておりますが、その際、全く自由にできるわけではなくて一定の法令の拘束のもとにあるという、当たり前のことでございますが、一番上位には当然、電気事業法があり、とりわけ電気事業法19条があり、さらにその下に省令でありますところの一般電気事業供給約款計算規則があり、さらに、これは正規の法令ではございませんから裁判所を拘束するものではございませんけれども、審査要領というのがあって、これは経済産業大臣が処分の基準としてお決めになったものというふうに考えられますので、大臣の補助機関であるこちらの職員であるとか、私どももある種の補助機関のような形で大臣を補佐するという立場でございましょうから、この審査要領も我々にとってバインディングな意味を持つと、こういうことであろうと私は了解しております。その上で、その審査についての方針を立てるとというのが私どものマンデートであるというふうに思っております。

片岡課長、どうもありがとうございました。

それでは、個別の原価項目のうち、人件費、修繕費の申請内容につきまして、改めて東京電力からご説明をいただきたいと存じます。15分程度で。

すみません、いろいろとうるさい注文を申しまして。

○高津東京電力株式会社常務

承知しました。

7-1でございます。「人件費」のところ、料金原価に織り込みました中身でございます。

1コマ目を、ごらんください。原価に織り込んだ人件費の総額を記載していますが、内容につきましては先ほど片岡課長のほうからご説明がありましたので省略させていただきますが、前回改定より911億円削減してございます。役員報酬については、全額カットで織り込んでございます。

以降、論点に沿って各費目についてご説明いたします。

2 コマ目をごらんください。給料手当につきましてですけれども、震災直後、昨年6月から実施しております社員の年収減額並びに時間外手当増率の引き下げや、それから人員削減等を反映しまして、表の右下、前回改定より564億円を削減しているわけでございます。

3 コマ目をごらんいただければと思いますが、これは前回も示しましたとおり有識者会議で示されました水準、これまで削減しておるといってございまして、右から2番目の弊社の平均年間給与556万円に対しまして、全産業平均543万、弊社の事業所所在地だけのデータを抽出いたしますと570万となりまして、この水準よりも低く抑えているわけでございます。

4 コマ目をごらんください。25年度より導入を計画している新しい人事・処遇制度の概要でございまして、現在、社員の年収については管理職25%、一般社員が20%減額で行っておりますが、新しい制度導入後もこの減額は当面継続してまいる所存であり、総合特別事業計画では10年間にわたり削減効果を織り込んでございまして、

5 コマ目をごらんください。電気事業連合会に出向している者の給与の取り扱いについて言及してございまして、弊社から他企業に出向する場合、原則、先方より相応の人員費負担をいただくことになっておりますが、一部、弊社が人員費を全額負担している企業、団体がございまして、電気事業連合会については人員費を弊社が全額負担してまいりましたが、今回の原価の算定からは除外することといたしました。削減額3億円でございます。なお、通勤交通費につきましては従来より電気事業連合会が直接本人に支払っておりますので、弊社の費用にはそもそも含まれてございません。

それから、6 コマ目をごらんください。退職給与金関係でございまして、弊社は現在、OBを含む企業年金の給付減額に取り組んでございまして、こうした効果を折り込みまして、前回改定より234億円削減してございまして、

7 コマ目には、制度見直しの内容を記載いたしました。年金に関しましては、現役について給付利率の下限を2%から1.5%に引き下げるとともに、終身年金を30%減額いたします。本年10月より実施する予定でございまして、OBにつきましては、それまで固定であった給付利率を金利変動型に切りかえるとともに、下限利率を2.25%以下といたします。終身年金の減額は現役社員と同じでございまして、全OBの3分の2以上の同意が得られ次第、厚生労働大臣に給付減額の申請を行い、10月より実施する予定でございまして、

1つ飛ばしていただきまして、9 コマ目をごらんいただきたいと思っております。厚生費でございまして、厚生費は、法定厚生費と一般厚生費から成り立っております。厚生費についてもアクションプランの中で健康保険料会社負担率の引き下げ、財形貯蓄制度の廃止・引き下げ、カフェテリ

アプランの内容縮小などを掲げておりました、既に実施してございます。これらの見直しによりまして、前回より67億円削減をしてございます。

10コマ目は、一部内訳でございますが、雑口の詳細を、また、11コマ目は見直し概要を整理したものでございます。

それから、12コマ目をごらんいただきたいと思います。

これは、福利厚生制度の見直しを今ご説明したんですが、社員1人当たりの一般厚生費、年間約30万円となります。日本経団連が調査しております他企業水準と遜色ないレベルに抑えているというふうに考えてございます。また、健康保険料の会社負担割合についても、他産業並びに類似の公益企業の水準を考慮した見直し内容としてございます。

それから、13コマ目をごらんください。委託検針・集金費でございます。費用は人数と単価の掛け算でございますので、その両面から検討してございます。まず、人数につきましては、需要想定に基づくお客さまの数に応じまして算定しております。また、スマートメーターの導入に合わせた要員の減を織り込んでございます。また、単価については、社員の年収減額を踏まえた減額を行ってございます。これによりまして、前回の原価より36億円削減してございます。

15コマ目をごらんいただきたいと思います。雑給でございます。まず、人数でございますが、まず福島支援・買収対応でグループ企業から弊社への出向受け入れが増加しているために、24年度は大幅な人員増となっておりますが、25年度以降、減少していくものとして織り込んでございます。単価については、嘱託について社員の年収減額を踏まえた年収減額を実施してございます。こうした効果を織り込みまして、前回原価から3億円の削減となっております。

その16コマ目以降は、弊社の仕事のイメージを持っていただけたら思いまして、16コマ、17コマ目、部門別の人員構成などを記載してございます。参考にさせていただければと思います。

人件費につきましては、このような削減に取り組みながら引き続き、親身・親切な賠償、福島第一原子力発電所の安定化、廃炉、電力の安定供給を確実に実行してまいり所存でございます。

引き続きまして、修繕費のほうにつきましては、7-2でご説明させていただきます。

1コマ目ですが、これは、今回原価に織り込みました修繕費の総額、前回改定との差異を記載してございます。修繕費につきましては、福島第一原子力発電所の安定化維持に係る費用とか、スマートメーター導入に係る費用、特殊な増加要因があるもののアクションプランからのさらなる深掘りとしてコスト削減施策を織り込みまして、前回改定に比べ150億円ほどの削減とすることといたしました。

なお、今回の原価における特殊要因といたしまして、福島第一原子力発電所の安定化維持費用として215億円、スマートメーター導入に係る費用として130億円、PCB微量混入柱上変圧器の

取りかえ費用の増として105億円が前回原価から増加しておりまして、これらの影響を考慮いたしますと、前回改定に比べまして600億円程度削減するというところでございます。

今の右の枠内ところにその算定手法をちょっと書いてございますが、これは先ほどの片岡課長のほうからのご説明と内容は同じでございます。個別の修繕件名と一括分ということで詳細に分析しているということでございます。一括というのは、予定外の修繕工事とか、例えばドアノブが壊れて修理するといった雑多な修理等がございまして、過去の実績に基づきまして想定している分でございます。こういったようなことで、全体として4,205億円を原価に計上してございます。

2コマ目をごらんいただきたいと思います。今回の修繕費の原価算定に当たりまして、表中にありますような経営合理化方策によりまして3カ年平均で312億円の合理化を見込んでございます。なお、コスト削減施策を検討する際には設備データとか技術的見地を活用したりリスク評価を行っておりまして、最低限必要となる工事を効率的に実施することで、安定供給を損なうことのない費用水準としてございます。

3コマ目をごらんください。スマートメーターの取り付け影響につきまして従来型計器と比べた場合の増分費用として、修繕費で年平均130億円程度見込んでございます。導入計画につきましては、平成24年度から順次28年度までの5年間で総需要の8割をスマートメーター化するという目標を立ててございます。スマートメーターの単価につきましては、機器使用の標準化、発注方法の工夫による競争の導入といった単価低減策を反映しまして、平成30年度まで1万円程度に低減すると見込んでございます。

4コマ目をごらんください。今回の原価における修繕費の水準につきまして、過去の実績と比較してご説明させていただきます。修繕費の水準は右の表に記載しましたが、有識者会議で出されましたメルクマールであります過去の帳簿原価に対する修繕費の率ということで比較いたしてございますが、これと比較いたしまして、5年間でやっておりますが、適正な水準に抑制してございます。1.4%ということで設定いたしました。

過去の実績としましては、左の棒グラフに示しますように、平成19年度以降、中越沖地震の影響等で弊社の収支が大きく悪化した関係から、緊急避難的に抑制した修繕費水準であるということがございます。そういったことを考慮しまして、平成18年から22年の5年間とすることが適当であると私どもは考えてございます。そういうことで、この場合、修繕費率は1.44という計算になりますけれども、今回の原価では1.40%に抑制して算定に入れてございます。

5コマ目をごらんください。これは、修繕計画の考え方ですが、それぞれの設備に関する法令や点検結果に基づいて中期的な安定供給の維持に必要な対策を織り込んでございます。次コマ目

以降では、これらの修繕工事のうち代表的な工事事例を紹介させていただきます。例えば6コマ目ですと、火力発電所の定期検査の事例でございます。この定期検査というのは、電気事業法によって検査内容や周期がきちんと決められてございます。このほかにも設備の信頼度を維持するために自主的な点検や設備の修理・取りかえを行ってございます。7コマ目は鉄塔塗装の事例でございます。さびによりまして肉圧が減少するということを防止いたしますので、そのために設備診断に基づく劣化判定のレベル、これに応じまして対策を展開してございます。また、8コマ目は、配電設備におけるPCB微量混入変圧器の取り扱い事例でございます。この対策は、PCB特別措置法で定められた28年までの処理に向けまして対象設備の取りかえを27年度までに完了させる計画でございます。

以上、修繕費に関しましても、最大限の合理化に努めながら、電力の安定供給を全うするために、それぞれの設備で最低限必要となる工事の費用につきまして原価に織り込んでございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

以上で、前提となる計画のうち経営効率化計画と人員計画、それから個別費目のうち人件費と修繕費について、東京電力さんとそれから事務局からご説明をいただきました。これから先は、委員の皆様、オブザーバーの皆様からのご発言をいただきたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

人件費についてですが、国民の皆さんたちのご意見でも出ていることなですけれども、やはり20%、25%人件費カットをして、そしてようやく世間並みというところが、なかなか納得ができないということではないかと思うんですね。有識者会議のほうはやはり法律に、電気事業法にのっとってやるというふうなことなので、そういう適正な水準というものを多分お出しになっているんだと思うんですね。そこは、例えば公的資金を導入された場合の適正なパーセンテージとかというのは、それは出すことはできませんよね。そういうのは、設定はできないわけですよね。

○安念委員長

できないというか、有識者会議の報告書及びそれに基づく審査要領では、特別にそういうケースについて人件費がどうあるべきかという規定はございません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そういうのはない。

○安念委員長

一般的事業者全部についてこうであろうという、そういうことでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それしかできないということですか。

○安念委員長

いや、できないというか、とにかく議論はしませんでした。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

じゃ、それは議論をすればできるんですね。

○安念委員長

それはできなくはないでしょうが、そうすると審査要領のほうを変えなければならないという話になりまして、これはちょっと私どもの権限ではできません。ただ、一般論といたしまして、議論は可能でございましょうね。どういう論理の運びになるのかはちょっと私にもわかりませんが、あり得る議論であるということは確かだと思います。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それともう一点、例えば有識者会議のほうでこういう適切な水準というものを出したときに、事業者の東京電力側はそれに従うということではなくて、自主的にこれではという判断でもっとその役員が、例えば役員の人件費カットを5割くらいにするとかというふうなことを独自に判断するということができるんですよ。

○安念委員長

どうぞ、お願いします。

○片岡電力市場整備課長

そうですね、あくまで有識者会議でご検討いただいて、それからこの審査要領に書いているのは、一般電気事業としてあるべき費用とは何かということについて書いています。

今回の論点でも挙げていますけれども、それは満たとした上で、その上で公的資金が投入された企業としてどう考えるかというのはむしろ例示していますので、何かでしていますので、ご議論いただければということだと思います。

それから、この基準を、あくまでこれは行政庁が認可するための審査ということですので、それ以上に事業者の方が自主的にカットされることは、それはあり得ると思っていて、実際、役員給与なんかは今回、原価に織り込んでおられないというのは、自主的にカットされたという結果だと考えています。

○安念委員長

どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それに関連して、では、東京電力さんにお聞きしたいんですけども、余りにもやはり国民の批判が多かったりしたときに、なぜこのままでいこうと思っていच्छやるのか、何かもっとそのパーセンテージを上げるとか、そういうことを考えないのかということをお聞きしたいと思います。

○安念委員長

このままというのは、事故直後に20%、25%の減をして、今度も申請においてもそれはそのまま踏襲するのはなぜかという、そういうご趣旨ということですか。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そういうことです。

○高津東京電力株式会社常務

いろんなご意見ございますでしょうけれども、私どもとしましては、確かに事故を起こして大変なご迷惑をおかけしていますが、きちんとした廃炉の処理、それから電気の安定供給はもとよりなんですけれども、そういうことをきちんと実施していくといった意味で、それなりの技術的な人材の確保等も含めまして、このぐらいの、このお値段、この人件費水準をぜひお願いしたいなと思ってございます。私ども、この人件費以外のいろいろな先ほど申し上げましたような福利厚生関係等につきましても最大限、織り込んだつもりでございます。こういうレベルでもって電気事業の安定供給ということをおんをかさせていただきますという、そういうお願いでございます。

○安念委員長

ということでございますが、阿南さん、どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

人件費についてご質問させていただきます。

資料の4-1の5コマ目のところに、給与・賞与の削減のところ、平成25、26のほうはさらに削減額がふえてはいるわけですが、一方で、パブリックコメントが入り始めて国民の声の中にはかなり厳しい声も特に資料の6で紹介されていますけれども、特にボーナスについて非常に厳しい声が出ております。一方で、一般社員の方に対するモチベーションの問題や、いろいろ心配されている声もありますが、改めて今回夏のボーナスについては既に労働組合と交渉して、支払われないというふうになっておりますが、しかし冬のボーナス、それから次年度以降については、ボーナスについて一定引き下げはされるものの、一定払われるという方向になっておりますが、そのことについて本当にそれでいいんでしょうかということで、改めて国民の声を受けた上で東

電さんのほうにお聞きしたいと思いますし、審査委員会でもその辺はしっかり精査していただきたいなと思っています。

○安念委員長

まず、その事実を確認させてください。

○東京電力株式会社説明補助者①

お答えいたします。まず、今、何をやっているかということなんですが、私どもとしましては、この特別事業計画の認定をいただいた上で、まず年収そのものについては2割カット、これはとにかく一生懸命やるということで、これを継続するというふうになっております。今、この2割カットを前提にしまして、今後、人事処遇制度の見直しを少し前倒しさせていただいて、年俸化してもっとメリハリを今よりもつけるような形に変えようというふうなことを考えております。その過程で、もう夏期賞与というふうな状況になっておりますので、これについては、今回の原価の中には入れないということで組合とも合意をいたしました。これからは年俸制についてはどのような形にするかというのを、組合と議論をしていくということになっております。

今回の原価の計算の中には、入れ物としては賞与という入れ物がどうしてもあると。年収2割カットという前提で当てはめていく際に、そこに配分をせざるを得ないということで、原価としては形として入っているというのが実態でございます。

○安念委員長

そうすると、今冬以降のボーナスについては、その全体的な給与体系の見直しとも絡めて労使交渉の対象になるという認識でよろしゅうございますか。

○東京電力株式会社説明補助者①

はい、新たな、前倒しで制度を見直すということで、その中で結論を出すという予定でございます。

○安念委員長

ということだそうでございます。精査云々のご指摘についてはごもっともと存じますので、もちろん検討いたします。

ほかにいかがでございますか。

山内先生。

○山内委員

これは資料6の7枚目に論点がありますけれども、先ほども出ていましたが、公的資金が投入された企業をどう見るかというのも一つの論点かと思うんですね。近年、大企業であって、しかも公益的な役目を担うような企業であって、公的資金が投入されたケースもあるわけですね。

絶対値はそれぞれの業界によって違うとは思いますが、そういったケースでどのような賃金カットが行われたかというのは一つのメルクマールになるかなというふうに思っています。

今回の東京電力さんの場合には、先ほどの指針に基づくということですので、1,000人以上の平均、それから公益事業的なものということもありまして、データも出ていましたけれども、その中に破たんした企業もありますけれども、そういったところも一つの見安になるのかなというふうに思っております。

○安念委員長

その場合ですが、公的資金を注入されたので最も有名なのは銀行ということになりますが、そのほか、産業再生の観点から、これは入れ方はいろいろで、資本として入れる場合もそうでない場合もあったと思いますが、いずれにせよキャッシュが入った事例があります。その場合、一般電気事業者と例えば銀行とを比較するというにすると、どのような困難があるとお考えになりますか。

○山内委員

申し上げたように絶対額がもともと違うんで、それが額でということでは必ずしも比較できないと思うんですが、例えばリストラの過程にあるということ为前提にして、これくらいの賃金カットをなされたということの一つの参照、あるいはその参考になるのではないかというふうに思っております。

○安念委員長

なるほど。ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。

どうぞ、永田委員。

○永田委員

先ほど阿南事務局長から有識者会議の中で議論がどうだったかというご質問がございましたけれども、私の記憶している範囲では、当時は、まだ公的資金を投入することは決まっていな段階の議論でございまして、それと、電気料金制度ということでございましたので、他電力さんも含めて電力料金制度はどうあるべきかと、その中での人件費はどういう水準であるべきかという前提の議論だったというふうに記憶しております。

そういうことで、公的資金の投入を前提とした議論でなかったと記憶しています。あと当時は、当然、上場企業であって、なおかついろんな意味で資金調達も含めて厳しい環境の中で、機構からの支援等のその辺の前提がはっきりしない中の議論でございましたので、若干そこは前提が違ったと思います。

それから、もう一つは、では、今回、東電さんについてどういう水準が妥当というのは非常に難しく、感覚的なものとか個人の認識の差とか考え方の差とかいろいろあると思いますので、非常に難しいんですけども、1つは、私は個人的には、東電さんは首都圏における物価水準と可処分所得比較してどうか、それから一方で他電力さんが地方における物価水準と可処分所得とか、そういったものと比較した場合どのぐらいの水準なのかというのを、これは非常に甘い見方かもしれませんけれども、それも当時、議論の中である程度、他電力さんに比べたら相当、20%、25%の人件費のダウンについては比較論においては踏み込んだカットではなかったかというような判断を、私個人は当時したんじゃないかというふうに記憶しております。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

この点は、私はきょう結論が出るような問題とは思っておりませんが、いずれにせよ避けては通れない論点でございますので、もしできましたら、委員の先生方、それぞれ一わたり現時点でのご感触というか、ご見解を承ることができればなと思うんですが、いかがでございましょう。

八田先生、お願いします。

○八田委員

公的資金が入っている会社の賃金をどうするかということは、重要な問題なんです。しかし問題は当委員会の役割です。政府は、公的資金を出す時点では、その条件として「賃金をこれだけ抑えて欲しい」と言えます。しかし当委員会の役割は、現在の法律に基づいて、すべての電気事業者に対して適用される基準で料金を審査することです。賃金に関して当委員会が判定すべきことは、今回のガイドラインにある「1000人規模の企業の水準」という条件を満たしているかどうかです。ほかの項目で基準があいまいに書かれているところについては、全電気事業者に対しても当てはめるべき新基準を具体的ににつくっていかなくやいけない場合もあると思います。しかし、こと人件費に関しては、明確に書かれているので、これを変える余地はないんじゃないかと思えます。

全電力会社に適用される基準を超えた賃金変更の要求をされるのなら、料金審査以外の機会でもなさるべきだと思います。まだまだそういうチャンスはあると思いますけれども、当委員会じゃないと思っています。

○安念委員長

ほかの先生方、いかがですか。

松村先生、何かご指摘をいただけませんか。

○松村委員

ここは料金を議論する委員会なので、まず一般論として正しいか否かという議論が必要です。どんなケースでも当てはまるルールがあり、そのルール通りに料金が設定されているか否かをチェックするのがこの委員会の本来の役割です。

もし公的資金を導入された企業云々というのであれば、逆に言えば、公的資金を導入されていない企業ももし値上げ申請を出してきたら、高い給与でもいいのかということにもなりかねません。私は、これはおかしいと思います。公的資金を導入された云々の議論は、別建ての議論、機構等が考えるべき問題だと思います。

別の点です。人件費の議論をするときにはかなり明確にされたのですが、福利厚生費に関してもそれなりのウエートになっています。お金に色はついていないわけですから、コストとしては本来同じわけです。この福利厚生費に関しては、その総額だけでなく細目がどうなっているのかをちゃんと見ないと納得感が得られないと思います。これも詳しく出して下さい。具体的には、ここでは例えば健康保険料の会社負担率だとかは出ているわけですが、他がどうなっているのかも一応見て、同様に確認していくプロセスがないと、納得感が得られないと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

法定福利厚生費については、これは給料の額によって一義的に決まってしまうわけだから、これはもういやとは言えないというものでしょうけれども、任意に出しておられるものについてはもう少し詳しい資料があればお出しただくと確かに有益なことだろうと思いますね。またちょっと事務局と相談してみます。

じゃ、秋池委員。

○秋池委員

私も、こちらは料金の審査をする場でありますので、料金審査要領の1,000人以上の企業平均値ということでありますとか、先ほど事務局からご説明いただきました資料5の3ページの囲いの中にあります3つの論点、3つの視点から当時、この有識者会議で議論したわけですがけれども、これに合致するというのもって、算入する原価としてはこれでよいというふうに考えるほうがよいと思っております。

それから、こちらの資料6の中で、学歴の補正ということが書いてあるんですけども、今の世の中、学歴で人事に差をつけるということはなくなってきていて、ですので、こういう考え方というのは何か違和感がございまして、むしろ職能の中でさまざまなその職能にふさわしい報酬の水準というものが議論されていますので、先ほど東京電力さんのほうからご説明がありました

今後の人事処遇制度を考えていかれるという中で、そういったことも念頭に置きながらご議論されるということで、やはりこれも含めまして、ここで議論することではないのではないかとこのように考えております。

○安念委員長

ありがとうございます。どうぞ、永田委員。

○永田委員

実質的な可処分所得という概念でいうと、人件費以外に、1つは家賃補助とか社宅家賃水準もたしか論点であったと記憶しています。

○安念委員長

FRINGE・ベネフィットのたぐいですよね。

○永田委員

ええ、その資産の売却の中に社宅等も売れるものは売っていくと、そういうことも、たしか財務調査の中で実施されたと思っておりますので、それがその後、家賃補助等がどうなっているのか、もって、社員の方の実質的な給与がどの水準になったのかということがわかるように追加的資料を提供いただければと思います。

○安念委員長

給与住宅、いわゆる社宅のたぐいであれば、一般の家賃の水準との差額がいわば帰属家賃みたいな形で、キャッシュが動くわけじゃないけれども、実質的には所得が増えるわけですよね。その減というのはしかし、人件費という費目の中では算入されないんでしょうね。

わかりました。もしそういう資料がありましたら、拝見できればと存じます。

どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

公的資金が導入されているケースではあるけれども、あくまでも料金をここでは審査するということでしたけれども、しかし、やはり一般の国民の声はなかなか厳しいものがあるということと、それから、大前提として、やはり電気料金が選べない状況にあるという中で、本来でしたら、これが自由化されていけば多くの人が東電からもう買わないという状況の中で、競争の中で改めて料金設定がされる、そういう影響があると思います。

ですから、専門委員会の皆様には、第1回目の論議でもありましたけれども、全体の中で課題となること、それから、今後のところで別途論議されるべき問題点、そういったものをこの件に関してもまとめていただいて、意見として出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安念委員長

それは、心致します。ありがとうございます。

○安念委員長

また人件費の話に戻っていただいても構いませんが、ほかの論点についてはいかがでございましょうか。何かいっぱいあり過ぎて、大変なんです。

ちょっと私から1つ伺ってもよろしゅうございますか。

資産の売却ですが、上場している株式については相場のある話ですから売ろうと思えばいつでも売れるわけですけれども、子会社については非上場のものも幾つもおありでしょうし、さらに資産とって、例えば不動産のたぐいですと、何しろ相手のあることですから、こちらで計画を立てたからといって、立てた年限で売れるわけでもなし、それから腹づもりした値段で売れるわけでもなしということになると思うんですが、二、三年の間にさくさくと売っていけるものなんでしょうか。これは市況その他もありますから何とも言えないと思うんですが、いかがなものですか。

○高津東京電力株式会社常務

ご案内のように、持っています株式のほうの売却というのは、もう全部選びまして、やってございまして、本当、96%ぐらいでしょうか、昨年度中にもう処分を終わってございます。

○安念委員長

上場株ですか。

○高津東京電力株式会社常務

上場株とですね、はい。それと、あと不動産関係も少し前倒ししてございます。といいますのは、私どもはキャッシュが結構厳しゅうございますので前倒ししております、今年度中、24年度中には多分8割ぐらい、それから関係会社のほうのグループ会社ですね、子会社、関係会社につきましても今年度で7割ぐらいは売却してしまうというふうに考えてございますが、それは、前提としましては、私どもの業務、電気の安定供給ということについて特段に必要な不可欠ではないといったものを全部きちんと選びまして、それについては加速して売却しております。

おっしゃるように、市況とかいうこともございましたけれども、まずはキャッシュということで鋭意進めているところでございます。

○安念委員長

そうですね。なるほどね。わかりました、ありがとうございます。

どうぞ、ご自由に。どこからでも結構でございます。

修繕費も大きいんですが、ぜひ修繕費についても何かコメントをいただけませんか。

どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

修繕費のところ、例えばこれの資料6の9ページ目なんですけれども、ここで原子力の修繕費のところ……

○安念委員長

ちょっと待ってください。おっしゃっているのは、これですか。横長のほう。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

はい。個別原価について、資料6の9ページの原子力のところに、福島第一原発の安定化維持という件名がはっきりしているものが652億円とあるんですよ。その後にご説明くださるこちらの安定化費用と賠償対応費用のところでもここが説明されているんですけども、ここはとっても、どこがどうなっているのかわかりにくくて、どういうふうにかえたらいいのかわちょっと意見も言いようがないというところがあるんですけども。

○安念委員長

ちょっとそれは事務局から。

○片岡電力市場整備課長

すみません、ちょっと資料5でしたか、個別論点の進め方というところでご説明しましたけれども、安定化維持費用という項目は特になくて、安定化維持費用の中で修繕にかかわるものであれば修繕費の中に入っていますし、それから、委託費であれば委託費の中に入っています。したがって、この9ページでご指摘いただいた安定化維持などと書いていますけれども、安定化維持の部分については別途、後ほど出てくる資料のほうにも入ってくるので、そういう意味ではダブルといいますか、両方に入っている。ただ、当然、別途、安定化維持費用とか賠償費用ということを議論のために取り出しているの、当然費用としてはダブルになっていませんけれども、修繕費の中にそういうものが入っているということでもあります。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

安定化維持費用で、ここで件名分で652億円になっているんですよ。そして、こちらのほうの資料8の3ページは、ここは487億円になっているんですよ。

○片岡電力市場整備課長

すみません、これは、詳細は東京電力からまたご説明いただいたらと思うんですけども、あくまで9ページは、これは総額の中で代表例として安定化維持など、その他もあって652億円と。当然、福島第一のものだけじゃなくて、例えば柏崎刈谷に係る修繕の費用もございまして、そういうものも合わせますと652になっていると。当然、その中の大層を占めています福島関係が

400……すみません、幾つでしたか、ちょっと数字が……

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

487億円というのは、これが福島だけなんですね。

○片岡電力市場整備課長

ええ、そのうちの、ということになってございます。

もしよければ、詳細、すみません、お願いします。

○高津東京電力株式会社常務

おっしゃるとおりでございます。

○安念委員長

それで、よろしゅうございますか。

ほか、修繕費について、いかがでございましょうか。

山内先生、どうぞ。

○山内委員

修繕費については、コスト検証の委員会のほうでそもそもの計画と実績の修繕費が随分ちがったということが指摘されて、それが問題ではないかということだと。今回、この計画におかれ先ほどご説明がありましたように9割については件名で、こういう形で修繕費を支出しますというふうに出されてきたわけで、それは納得性というか説得性というか、これは向上したものというふうに思慮するわけでございますけれども、一方で、これは急かもしれませんが、それによって経営の硬直性といいますか、もし何かあったらどうするという対応の範囲が小さくなったという気はしないこともないですけれども、ただ、もともとのご指摘がそういうことですので、こういう明確な形を出されたのはいいことだというふうに思います。

そこで、前回は議論になりましたが、どこまで競争性をこれに入れて調達価格等を下げていくのかというのは1つのポイントで、そのことと、それから事業のこれは安定性なのか、あるいは事業の円滑性なのかわかりませんが、そういったことについての関係性、これが問題になると思うんですね。もちろん、調達については競争をなるべく入れて、そして、その価格を下げて、全体的なコストを下げるというのが原則であります。前回は議論になりましたけれども、そのスピードと範囲、それから、今回この件名で出てきたということですから、じゃ、どこがどういう形でその競争性が必ずしもすぐには達成できないのか、あるいは、その競争性を入れることによって何らかの影響を受けるのか、これは事業計画上でいえば一つの事業戦略だと思いますので、内部的にはかなり検討されていらっしゃると思います。ですから、そういった点の追加的な説明といいますか、そういったことも必要なかなというふうに思っております。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

ここで、件名分が金額ベースでもう9割を超えておりますので、今ご指摘いただきましたように、この件についてはどう、この件についてはどうということ、吟味しようと思えばできるという状況になっておりますよね。これは、私は素人ですから、どなたか東電さん初め教えていただければと思うんですが、例えばの話、発電所のでかいタービンのようなものは、多分、私は一品生産だろうと思うんですね、汎用品があるというもんじゃないと思うんです。そのようなものについては、メーカーもしくはメーカーの関連会社でないと、後々のメンテが難しいというような事情があるのかなと推察するんですが、今、山内先生がおっしゃったことは、例えばそういう話ですよ。こういうものについては、競争入札は難しいとか、こういうものはできるとかといったような、そういう精査をできるような資料というものが利用可能であればよろしいという、そういうことだろうと思うんですが、どんなものなんでしょう。

○高津東京電力株式会社常務

92%の全体は、水・火・原、送電、変電、全部洗い出しまして、それぞれに例えばタービンの修繕というものにどこの発電所でどれだけのものがかかるかというふうに積み上げてございます。それは、この前も議論になりましたけれども、そのつくったタービンの納入したメーカーさんの関係でございますので、そういった関係で随意契約的にこうなっているというのが実態でございます、特別なノウハウを持った機械というもの。それ以外に、タービン以外でも変圧器にしろランナーにしろ、いろんなものがございます。そういうもののそれぞれ全部、電気事業というある面、技術の固まりみたいなものを、そこで継続的にやっていくという。

これを、私どもも、例えば火力なんかでいえば、メーカーさんの子会社関係とかいうところでやっているものを別の会社さんで、あるいは私どもの関係するところで代行できるような技術を磨くと、それで修繕なんかをそこでやるとか、そういう工夫はしてきているところはございます。

一気になかなかいかないというのは、やはりそういう技術の代替となる新規算入会社をきちんと育成しなくちゃいけない、そういう意味では我々がそういうところでもっともっと頑張っておかなきゃいけなかったとかあろうかと思えますけれども、そういうものをきちんとやらなくちゃいけないということでございますので、もちろんご指摘のありましたようなどんだん競争入札を広げるということについて、懸命に努力いたします。そこに技術的なものも含めまして、しっかり頑張って担保していきたいと思っております。

○安念委員長

それは、前回、八田先生がおっしゃった、それなら機器の設計段階からコンペしなきゃいけないよねという、その話と関連いたしますよね。

○八田委員

外国の汎用性のある発電機は結構安く買えるけれども、日本の電力会社は非常にハイスペックのものを望むから、汎用性がないため大量生産できない。このため、非常に高いものになるし、あとあとのメンテナンスも高いというようなことをよく言いますよね。そうすると、料金審査でも、どちらを選択すべきだったかを判定する必要があります。この間申し上げたように、競争があればそんなことを一々役所でやらなくてもできるわけですけども、料金を規制するかぎり、そういうことまで見なきゃいけないと思います。

○安念委員長

そういうことですね。

○八田委員

という面倒くさいところにまた回帰してしまいます。

○安念委員長

はい、全くそう思います。

ほかにいかがでしょうか。

○八田委員

修繕のところにスマートメーター取り付け影響という話がありますし、さっきの人件費のところにもスマートメーター導入に向けた諸業務の増加というのが随分出てきます。スマートメーターをつけるというのは、ピーク時対策としても有効なだけでなく、料金検針の人件費を大幅に削減できるという意味でも役立つと思います。検針の人件費の節約は、人員計画のところではいざこに入っているのでしょうか。

○安念委員長

今の話はスマートメーターがもし入ったとすれば、それで節約できる人口はどこでカウントしているかという、そういうお話ですね。

○八田委員

そういうことです。

○東京電力株式会社説明補助者②

検針費用は人件費でございます。人件費に入っております。

○安念委員長

まとめた意味での人件費ね、はい。

○高津東京電力株式会社常務

先ほど7の最後のところで、ちまちました数字があったと思うんですが、7-1の13コマ目でございますが、委託検針費・委託集金費の概要というところで、この小さい表の上から委託検針員という人数が載っていますが、この人数が26年のところでぐっと下がってございます。この人数を出すときには全体の上の口数、千枚単位と書いていますが、この数字の増加分で人数もふえますけれども、逆にスマートメーターでもってどんどん減っていくという分がありまして、26年度は前年よりも減っているかと思いますが、こういったものが今後どんどん順次減っていくということで、織り込んでございます。

○安念委員長

なるほど。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

先ほど話が出た不動産のことに、小さなことですが確認です。不動産の処分に関しては、一部のビルは既に売却すること決まっています。仮に売却が難しいケースでも、例えばオフィスなどでも業務を集約化し、スペースを空けて、賃貸収入を得ることも考えているはずですよ。

それに関連して、まさかそんなことはないとは思いますが、念のための確認です。即座にそんなことはありえないと言っていたらそれ以上の返答は不要ですし、そのような返答を期待しています。特定の社友、特定のOBのために本社の部屋あるいは東電が直接ないし機会費用として費用を負担するスペースを空けて使っていただく計画は、もちろん、全くないですね。東電保有の不動産でオフィスを使うことがあれば、その分だけ機会費用がかかるわけですから、そんなことをすれば、誰も東電が本気でリストラしていると信じなくなり、信用失墜効果は甚大です。そんなばかなことは全く考えていないと、即座に否定していただければ結構です。原価に入るかどうかという問題ではありません。原価で考えればオフィス数室分の費用など無視できるほど小さくなることはわかっています。これは東電の経営合理化の意気込みの問題です。もし万が一こんなことをすれば、誰も東電の合理化の説明を信じなくなり、合理化に必死に汗を流している職員に対する裏切り行為にも等しい。この後即座に明確に、そのようなことはあり得ないと否定してください。

それから、スマートメーターです。このコストを見て、私はかなり衝撃を受けています。この30年度ぐらいのコストに、こんな間い将来ではなく足元でこれぐらいになるのかなと考えていました。海外なら、もちろん安いところははるかに安いものはあるのですが、かなり高性能のもの

でも100ドルとか120ドルとか。

○安念委員長

今、1万円というのが相場って聞きますよね。何となく。

○松村委員

はい。こう聞いていたので、3万円、1万6,000、1万2,000円と聞いて、ちょっと今、動揺しています。スマートメーターに関しては入札を全面的に導入していったコストを下げるということは明らかになっているので対策はとられているとは思いますが、私が前回から要求しているのは、従来型のメーターのコストが今までどうなっていたのかというのをこの際、明らかにしてくださいということです。増分と書いてあるので、従来型のコストが一体幾らになっているのかわからないと、増分はよくわかりません。従来型のものでは機械式のものど電子式のものに分けて必ず出してください。もちろん中古品ではなく新品の価格で、海外のメーターの価格と比較してください。電子式のものであったとしても、通信の入っていないスマートでないメーターですから、スマートメーターよりかなりやすい、少なくとも通信機能の費用を除いた価格になっているはずです。

○安念委員長

今のやつね。

○松村委員

従来型のやつはスマートでないメーターで、その100ドルとか120ドルとかよりは通信コストの分だけ、はるかに安いものになっている。本来は、そのはずです。しかし、それが例えば随意契約とかで非常に高くなっている。やはりコスト高だったのではないかという疑念を払拭し検証するためにも、このコストは非常に重要です。何台入れて、幾らで納入されて、結局1台当たり幾らというのを機械式と電子式を分けて、必ず出して見せてください。中古品を混ぜて価格を低く見せるような姑息なまねは決してしないで下さい。

○安念委員長

最後の点は、私から後でお願いをしておきます。つまり、従来型の計量器について電子式と機械式について、それぞれの調達コストを出してくれと、こういうことでございますね。

第1点は、特定のOBのためのオフィス提供はよもやあるまいなというご質問、第2点は、今の3万円のスマメは幾ら何でも相場外れじゃないかという、そういうご質問でございます。

○高津東京電力株式会社常務

1点目につきましては、原価上、そんなことは全く考えてございません。それから、2点目につきましては、3万円はその初期の段階でございまして、24年度、まだ数も少ない、いろいろ試

行錯誤している部分がございます。将来的には1万円というようなオーダーをねらって考えてございますが、ちょっと調べましたところ、アメリカなんかでも先行的に随分やっておりますが、これが全体としましては140ドルから150ドルというような、そんなオーダーのものを私どもは把握しております。としますと、1万円ぐらいのオーダーになろうかと思えます。そんな意味で、この目標値を1万円というようなことで設定しておったところでございます。

○安念委員長

山内先生、どうぞ。

○山内委員

関連してなんですが、スマートメーターについては、これから本格的に入れられるということですけども、今、値段の問題をやって、ここにも機器使用の標準化、発注方法の競争ということで単価提言とあるんですけども、そのもの自体の例えば通信方法も含めた標準化というんですか、あるいは一般化、逆の言い方をすると、特殊な仕様にならないようにしていただかないといけないかなと思いますね。いわゆるガラパゴス問題みたいなことが起こって、結局そのコストは下がらないとか、そういうことではいけないので、そういったところも気を配っていただきたいなというふうに思います。

○安念委員長

それは、特殊なスペックにならないということは、コストを上げないということと新規参入者を妨害しないという両方の意味のある話でございますよね。その点については、私もぜひご確認をいただきたいなと思っております。

それと、ちょっと、もう余り時間がなくなっちゃって申しわけないんですが、細かいことかもしれませんが、資料6の7ページをちょっと開いていただけませんか。

これは、私も考え方としてはちょっと重要ななと思っておりますが、一番下の丸なんですが、これは広い意味での人件費に入っているんですけども、委託検針費・委託集金費、それから雑給、これは要するに外出しする話ですよ。これについて賃金というか、単価をどのように考えるか。全産業平均でいくのか、公益事業平均でいくのか、一般電気事業者平均でいくのか。確かに電気の検針と集金であって電気事業にしかない仕事なんだから一般電気事業者平均だと考える、それは1つの考え方だけれども、メーターを見るのは水道屋さんもガス屋さんもやっているんだから、全公益事業平均だという考え方もあるだろうし、さらには、要するに計測してそれをメールボックスに入れる仕事で、似たような仕事は世間にいっぱいあるんだから全産業平均で、有体に言えばバイト代というか、そういう考え方でいくのか。それぞれ、それなりの理屈はあろうかと思うんですが、これについてはどう考えたらよろしいものでしょうかね。一応、指針があって

もい話じゃないかと思うんですけども、どんなものでございましょう。

何かもしお考えがあれば、後日でも結構でございますが、いかがなものでございましょうか。ないでしょうか。なければいでもいいですけども、ちょっと私は引っかけたものですから。どうぞ、山内先生。

○山内委員

どれがいいかという結論は、ちょっと今持っていないんですけども、先ほど公的資金の話を、要するに公的資金が入ったからどうだということは、ある意味ではその経営責任をどうとるかということに連動していて、それで今、役員の方は役員手当を全部カットされてということになって、それも1つだし、それから、一般の従業員の方もそれなりの責任をとられて賃金カットになっていて、先ほど申し上げた、だからそれが他の事例と比べて割合的にどうなのかというところで少し判断できるかなというふうに思います。

今おっしゃったたぐいの職種の方というのは、そういった意味での経営責任については、そんなに重いものを持っていないというふうには思うんですよね。だから、そこまでは追及しない。それで、全体的な賃金の我々の指針を持っているわけだから、そういうのに従うということで私はよろしいんじゃないかというふうに思います。

○安念委員長

なるほど、わかりました。それは1つの頭の整理ですね。ありがとうございます。

じゃ、また後刻、何か文書にまとめるときには、またご意見、お知恵を拝借いたします。

—賠償対応費用

—福島第一原発安定化費用

○安念委員長

それじゃ、またこれも戻っていったただいてよろしいんですが、第2アジェンダのほうにまだ全然手がついておりませんので、あと30分しかないから、きょうは全部できないかもしれませぬ。後半のアジェンダでありますところの福島第一原発安定化費用と賠償対応費用について議論を行いたいと思います。

まず、事務局から論点の整理をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料8でございます。2つ費用がございまして、前回ご議論になりました原発の安定化費用、それからもう一つは、賠償関係の費用ということでございます。

まず、3ページでございますけれども、安定化費用であります。今回、福島原発第1号機か

ら4号機に係る安定化費用としまして、487億円が算入されております。これは、先ほどの修繕費の内数でございます。それで、この費用につきましては詳細を後ほど東京電力から説明がありますけれども、申請によればすべて現状維持の費用でありまして、資産の取得に係る資本的支出は含まれていないということでございます。

それから、この費用、487億円のほかに先ほどの人件費といいますが、社員の930人分の人件費が原価には算入されているということでもあります。

他方で、4ページでございますけれども、下のほうに絵がありますが、ステップ2の完了まで、去年の12月までの当面の対応策、それから、②のほうでありますけれども、中長期ロードマップというのがありまして、スリーマイル島の事故を参考にしまして、かかるであろうその当時できた見積りの費用、それから、③の廃止措置でありますけれども、本来順調に発電が行われまして、最終的に通常に廃炉するときの費用としてかかるものとして1,869億円、これらにつきましては、全体で9,000億円になるわけでございますけれども、特別損失によって処理されてございまして、これは今回の原価には入っていないということでございます。

それから、5ページは、こちらでの指摘ということございまして、前回、通常の産業であればそうした事故の費用というのは事業者というよりは株主の負担ということではないかというご議論、あるいは、その安定化しない場合の影響を考えた場合について、利用者が負担するというのも一定の考え方があるんじゃないかというご議論、両方あったかというふうに考えてございます。

国民の声につきましては、東電の資産から捻出すべきでありますとか、債権者の負担とすべきでありますとか、そうしたご議論も提示されているということでございます。

賠償関係でございますけれども、これも申請の中におきましては、これも委託費とかそれからその賃借料からいろんな費用にそれぞれまたがっているわけでございますけれども、賠償関連費用として278億円が算入されてございます。この業務につきましては、これも後ほど東京電力から具体的にご説明いただきたいと思いますと思っております。

また、278億円のほかに人件費として、社員の必要費用が原価に算入されているということでございます。これにつきましても、次のページ、8ページでございますが、賠償の支払額そのものにつきましては特別損失として処理されてございますので、原価には算入されてございません。賠償を支払うためのいろんな相談受付業務でございますとか、そういったものが原価に入っているということでございます。

それから、こうした278億円のほかにでございますけれども、原子力賠償支援機構法に基づきまして、そうした全電力会社が、電力会社といいますが、原子力事業者が負担する費用というこ

とで、一般負担金につきましては改定規則上、発電コストとして原価に含まれてございます。

それから、支援を受けた企業、事故の賠償責任のある企業が支払う特別負担金につきましては、これは、その者が一般負担金に加えて払うということで、経営の合理会によって賄うことから算定規則上、原価には含まれないということになってございます。

これにつきましては、指摘事項としましては、安念委員長からご指摘をいただいております。

いずれの費用につきましても、こういう費用についてどう考えるかについては、算定規則には書かれてございません。これは、先ほどの有識者会議が一般論としての電気料であるべき費用をご議論いただいたものでございますので、これについては個別に検討を行う、そういう必要がございます。

したがって、10ページで論点でございますけれども、こうした事故に伴い安定化の費用、それから賠償の費用というのが発生することが見込まれるのは確実でございます。他方で、その審査要領に記載がない中で、この費用を電気料金においてどう扱うかといったことをご議論いただければと思います。一般的な企業の会計におきましては、事故等に伴う復旧費用など、巨額・臨時の費用については特別損失、それから、毎年繰り返し経常的に発生する費用は営業費用もしくは営業外費用に計上するというのが一般的だと承知しております。

今回、申請のあった安定化、賠償対応の費用でございますけれども、これはその両者、一時的な費用、あるいは経常的な費用、どちらと考えるのが適切かと。仮に経常的な費用であったとしても、電気料金の原価でございますので、何を入れるかは、これは能率的な経営のもとにおける適正な原価というのがございますので、必要な費用と認められるかどうかというのが論点だと思います。例えば法令上の義務でありますとか、社会的責任といったことをどう考えるかということもご議論いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今度はまた東電さんのほうからご説明をいただきたいと思います。大体、15分程度でご説明いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○高津東京電力株式会社常務

9-1の資料をごらんください。1コマ目でございます。社会の皆様にご迷惑をおかけします福島第一原子力発電所の1号機から4号機につきましては、こういった状況でございます。原子炉建屋の爆発とか火災発生によりまして大規模な損傷を起こしました。表に記載のような事象がございまして、下のほうに、昨年5月の取締役会で廃止を決定しまして、今年3月末に電気

事業法9上に基づく廃止届出を行いまして、19日付で廃止の手続が完了してございます。

次の2コマ目をごらんください。震災後の福島第一と第二の法的な位置づけにつきましてご説明いたします。

福島第一につきましては、原子力災害特別措置法、原災法26条の緊急事態応急対策の適用下にございます。また、原子炉等規制法、炉規制法64条の危険時の措置を講ずるということが義務づけられているわけでございます。1号機から4号機につきましては、昨年10月に原子力安全・保安院様から指示がございました中長期安全確保の考え方に基づきまして、同法67条の報告聴取に従いまして事故の収束に向けた各種設備の施設運営計画を取りまとめ、昨年10月以降、順次原子力安全・保安院へ提出してございます。

なお、震災による被害が比較的少なかった福島第一の5・6号も、原災法26条及び炉規制法64条の適用下にありますが、1から4号に求められている67条の報告聴取の対象とはなってございません。

また、福島第二につきましては、現在、原災法27条の事後対策下にあり、復旧計画に基づき原子炉の冷温停止維持のために設置した仮設備を本設備化するという作業を実施している状況でございます。

この下の3コマ目に1号から4号機の施設運営計画について記載しているわけですが、この計画は、原子炉の圧力容器、格納容器、注水設備などの設備ごとに冷却機能や放射性物質の放出を抑制するなどの安全確保の基本目標に沿った施設運営を行うよう定めた計画でして、昨年10月以降、順次改定してきているわけでございます。その後3月に保安院からの指示を受けまして、プラントの安定状態維持継続に向けた取り組みをまとめた信頼性向上対策に係る実施計画を5月に提出して、現在に至っております。

以上、福島第一の安定化維持につきましては、私ども原子力事業者として炉規制法などの法律に基づき実施しているところでございます。

4コマ目をごらんください。ここからは、福島第一原子力発電所の1ないし4号機の安定化維持に係る費用の範囲についてご説明いたします。

昨年11月に取りまとめました中長期ロードマップにおきまして、この表にありますように廃止措置終了までの期間を第1期から3期まで区分して、主要な目標と達成時期を明示しておりますが、このうち左の縦系列の上から2つの項目、1つ目がプラントの安定状態維持・継続に向けた計画、それから発電所全体の放射線低減・汚染拡大防止に向けた計画、この部分が今回対象となる安定化維持費用の範囲でございます。なお、ご参考までに表の下段にあります使用済燃料プールからの燃料取り出し、それから原子炉内からデブリを取り出すプロセス、これは原価算入して

ございません。

それで、5コマ目をごらんください。これは、震災以降、23年度末までに福島第一の1から4までの廃止措置に供する費用として計上した金額の総額を示しているわけでございます。先ほど、片岡課長のほうからご説明がありました9,001億円でございます。これについては、既に特別損失や引当金といった形で認識済みでございまして、料金原価に入ることはございません。

この9,001億のうち、①というのがステップ2完了までに要したお金でございまして、セシウム吸着に係る水処理装置関係の費用などが含まれてございます。②の中長期ロードマップ対応費用5,122億、これは表のような設備の新設、改良工事の設備関係でございます。③の廃止措置に係る費用の1,869億、これは現在の電気事業会計制度で計上されているいわゆる解体引当金でございまして、これは第3期以降に適用されるものとなるわけでございます。

このように4コマ目に記載しました安定維持費用と、これは既にこの5コマ目で記載した9,001億円には含まれていませんで、実際の会計においても23年度の第3四半期以降は、毎期の営業費用として計上してきている経緯がございます。

なお、特別損失と料金原価の関係につきましては、7コマ目の図でお示ししてございます。

ご考証のとおりでございますけれども、7コマ目の図で、この特別損失は臨時的・突発的に発生する巨額な損失であり、料金原価の算定ルール上、算入対象外となっているわけでございます。

8コマ目をごらんください。これが今回の原価算定期間において原子力安全・保安院様の指示に基づき掲出した施設運営計画に載っておりまして、放射性物質の抑制・管理、原子炉の冷却機能等を維持するための安定化維持費用を24年度から26年の3カ年平均で487億円と見込んでいるわけでございます。これらの安定化維持に係る費用には、今後、経常的に発生する放射線管理とか滞留水処理に係る委託費、修繕費、消耗品費などが含まれております。一方、特別損失に計上されている費用は含まれてございません。

費用内容の具体的事例を9コマ目にお示しますが、安定化維持に係る作業のうち、その中核となるのが滞留水の処理でございます。その費用内容を含めた、こういう内容でございます。その以降のところは、セシウムの除去装置の概念図等がございます。

この安定化維持に係る費用コストにつきまして、私どもとしては、事故の収束を責任を持ってやりとげる上で、私どもの最大限の合理化を前提といたしまして、ぜひとも料金原価の算入をお認めいただきたいとお願い申し上げる次第でございます。

引き続き、9-2で賠償対応費用でございまして、1コマ目をごらんください。

福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者支援及び賠償に係る業務につきまして、この福島原子力被災者支援対策本部のもとに支援総括部など3部体制にて実施しております。そのうち最も

多くの人員を配置しているのが被災者の方々に対する賠償対応業務でございます。補償相談室を中心に実施してございます。各地の補償相談センターを福島を初めとした14の各拠点に設置しまして、各地域での説明会、現地協議などの個別対応を行ってございます。補償相談センターでは電話での各種相談、問い合わせに対応しております。それから、補償運営センターでは、請求書の受付から支払いについて一元的に管理してございます。

次をめくって、第2コマ目をごらんいただきたいと思います。賠償業務のフローと要員配置につきましてご説明いたします。

緊急時特別事業計画でお約束させていただきました請求書類の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了する、それから、合意書をご返送後、一、二週間を目途にお支払いするといったことを目指しまして、賠償に係る要員につきましては、一番多いときで社員約3,600名を含む1万3,100名の規模で対応してまいります。なお、賠償が進むにつれて、業務に応じて弾力的に委託人員数を変動させるなど含めまして、効率的な運営業務を徹底してございます。

3コマ目は、ご参考として、賠償に係る業務の流れを運行イメージとして記載したものです。膨大かつ変動幅の大きい業務量を的確・効率的に処理するために各業務プロセスごとに最適な実施体制を組み合わせて、分業してございます。

4コマ目をごらんください。これは、賠償金と賠償対応業務費用につきまして記載してございます。上の枠内、今回の事故に伴い被害者の方々にお支払いする賠償金自体につきましては、これは臨時・巨額な費用でございますので、特別損失として整理してございます。一方で、賠償対応業務に係る費用については被災者の方々が避難を終えられるまで当社として責任を持って対応させていただく必要がございます。それまで相当期間かかる可能性があることから、経常費用として整理させていただいております。

5コマ目でございますが、賠償対応業務費用を料金原価に含めさせていただく理由についてご説明いたします。申し上げるまでもないんですが、弊社には賠償を迅速かつ適切に進めるために必要な方策を講ずる義務があります。被災者の方々に対する親身・親切的な賠償をこれまで以上に徹底していかなくてはなりません。このために、賠償対応業務に係る費用につきましては原子力損害賠償支援機構法にのっとり当社責務を全うするために必要な費用でございますので、料金原価に算入させていただきたく、お願い申し上げます。

今回の事故に伴い、被害の方々にお支払いする賠償金自体については、これは政府のご支援をいただきながらお借りしてお支払いしているところでございますが、当然、料金原価には算入していないわけでございます。

6コマ目に賠償対応業務に係る費用の内訳について記載してございます。

弊社としましては、電気の安定供給確保に必要最低限の人員を確保した上で、可能な限り賠償業務に社員を動員するとともに、一部は外部委託を実施するなどによりまして、委託費を中心として年間280億円程度の原価増が避けられない見通しでございます。また、費用の水準につきましては、賠償業務の進捗を踏まえつつ、各業務とも足元の水準から低減を見込んでございます。

また、財物の賠償本格化に伴いまして、今後、追加的な費用発生の可能性はありますが、不確定要素が大きいことから、料金原価上は織り込んでございません。

7コマ目ですが、これは、賠償対応業務に係る費用のうち最も多くを占める委託費について記載してございます。

委託費の主な内訳は、請求書受付業務委託費用や、業務運営に係る専門家のコンサルティング費用などになります。大量一括処理業務や、当社にノウハウのない専門知識面でのサポート業務について委託を実施しておりまして、円滑な賠償業務の運営には必要不可欠となっております。

8コマ目をごらんください。委託先の選定について記載してございます。早期に大量の請求に対する必要があるなど、機動的な対応が求められる業務でありまして、こうした条件にも対応が可能な企業様を委託先として選定してございます。

なお、事故の当事者である弊社への業務協力により、受託先の企業自体の評判が下がってしまうというような可能性もございまして、積極的にご協力いただける企業は限定的であった実情もございまして。

ただいまご説明申し上げたとおり、賠償対応の業務に係る費用については親身・親切的な対応により賠償を実施させていただく上で必要な費用でございますので、料金原価への算入をさせていただきたく、何とぞご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

では、以上につきまして、委員の皆さんからご発言をいただきたいと思っております。

どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

素朴な質問なんですけれども、特別損失の意味づけが資料9-1の7コマ目に書かれてあります。臨時的・突発的に発生する巨額な損失。今回の福島第一原発事故に伴う安定化と賠償対応は、まさに臨時的・突発的に発生した巨額な損失の部分に該当するんじゃないかと思いますが、それがどうして、賠償対応や安定化の部分が原価の中に繰り込まれるのか、特別損失との関係で廃炉に関しては特別損失のところで対応して、賠償対応と先ほどの安定化については原価の中に組み込

まないのか、その意味がよくわかりません。納得ができません。ご説明をお願いします。

○安念委員長

この点はいかがでしょうかね。それは、ある種の経常的な費用だというふうに頭を整理するん
でございますか。

じゃ、永田委員。ここは専門家からお教をいただきましょう。

○永田委員

会計の立場から、ちょっと長くなりますが、よろしいですか。

○安念委員長

どうぞ、結構です。

○永田委員

まず、今回の安定化費用と、それから賠償対応費用を同列で扱って、これを原価算入すべきか
どうかという議論をされていますけれども、若干、私は違和感がありまして、その安定化費用と
賠償対応費用というのは性格が異になると思っていまして、特に損害賠償については、この対応
を迅速かつ適切にしないと、結果として、経済的、精神的な損害は被災者の方に直接的に及びま
す。それと廃炉の安定化の費用は若干、発生について異なる部分があります。

それから、多分、今後、廃炉に係る費用がどのくらいに及ぶかというのはなかなかわからない
部分があるんでしょうけれども、少なくともその賠償対応費用についてはほとんど3年間ぐらい
の間に低減していくような費用です。逆に、廃炉等の費用は将来的に、先ほどのスリーマイル島
の廃炉コスト2,500億でおさまるかどうかわからないでしょうし、場合によっては除染費用等、
どういった範囲になって、それが国が負担するのかどうかするのも最終的にまだ決着がついてい
ないと私は理解しています。そういったことも踏まえて判断しなくてはならないと考えます。

そこで、まず会計的にどう考えるかということでございますけれども、2つございまして、1
つは、この費用が営業目的もしくは事業目的にかなうのかどうかと、事業を実施するために必要
なコストなのかどうかというのが1つ目の判定基準になります。

2つ目は、まさしく営業者の義務を履行するために必要な費用かどうかということが2点目の
判定基準になると思っております。それで、1点目の営業目的のために要する、もしくは貢献する
費用かどうかということでございますけれども、これは、事業会社の場合は定款のところに事業
目的を記載しておりますので、東電さんは当然、電気事業が事業目的の1つになっておると。し
たがって、こういった安定化費用もしくは廃炉の費用も、いわゆる事業を円滑に運営するため
には廃炉も含めて広く事業目的として解するのが一般的であろうというふうに思っております。

ただ、今回の廃炉費用のうち、1,800幾らの通常の廃炉を超えた分ですので、ここは先ほど東

電の説明があったように、特別損失として、これは通常の状態ではないということで除外したというふうに理解しております。

それから、もう一つ、先ほど申しました営業者の義務としてこの安定化維持コストが必要なかどうかということでございます。これは非常に難しいところではございますけれども、炉規法の64条ですか、ここに応急に原子炉による災害が発生した場合は緊急の措置を講ずる義務があるというふうに書かれております。したがって、こういった義務を負っている以上、今回の処置は、安定的に原子炉を保って、もって電力事業者として安定供給の責任を果たすために必要な義務を履行したというようなことも考えられると。

したがって、2つの判定基準・営業目的と、それから事業者としての責務を果たすというところで、本来この費用がどうだったかということです。次の論点は、そうは言っても、やはりその費用の原価性を認めるに当たっては、これは電気事業法19条2項1号に書かれています料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価であるかどうか、なおかつ、今回、国民の皆様から非常に批判を浴びているこういった費用を適正な原価として認めるかどうかというのが最終的に重要なポイントになると私は個人的に思っています、そこで、能率的な経営のもとにおける適正な原価かどうかということですが、先ほど特損処理した9,001億についてはまさしく非効率的な状況、経営環境の中で起こっているわけです。それをある程度一定の安定的な状況に持っていくための初期コストだったわけですが、あくまでこれは非効率的な経営状況のコストであるので、当然として、これは原価算入は認められないというのは符合するというふうに思っています。

○安念委員長

9,001億の話ですね。

○永田委員

ええ、9,001億。

一方で、先ほど来言っています487億は、この説明の資料によりますと、一旦原子炉1Fの1号から4号を安定的な状況に維持管理するために必要な費用と、要は炉心がどういう状況なのかわからなくて、排水処理も非常に困難な状況を安定的な状況に持っていくステップ1、2まで費用と、それから将来の巨額な廃炉の費用は特損として考えておりますけれども、一方で、今の原子炉の状態を維持安定するための費用は経常的に今後も発生する、それから安定的に維持するための費用だということで、ここでその原価性として考えられるんじゃないかというふうに東電さんは判断したんじゃないかというふうに思います。

したがって、能率的な経営を維持するためにかかる費用を原価性があるというふうに判断することが、一定の考え方としてはあるのかなと思います。したがって、最終的にここを

どういふふうにとらえるかというのは非常に難しい問題ですけれども、ただ、1点、考えなければならないのは、要は阿南事務局長も前におっしゃられましたとおり、例えば今後、除染だとか原子炉を本当にこの2,500億で処理できるのか、そうでない場合、もっと巨額なコストがかかるんじゃないかと、そういうことを前提として議論をしなければいけないんじゃないでしょうかというご指摘があったと思います。まさしくおっしゃるとおりなんですけど、一方で、今回の電気料金に安定化費用を原価算入しないというふうなことを今の段階で決めてしまうと、将来的にまた除染費用とか追加の廃炉のコストがかかったときに、電気料金に入れないということになってしまい、結局は国民の税金負担ということにならざるを得ない。一時的には、政府が負担するでしょう。しかしながら、結果としては国民の負担になってしまうということしか選択肢がなくなってしまうということ、今ここで判断することによって、そこにつながっていく可能性もあるというふうには私は個人的に思っていて、そういうことを総合的に斟酌して、今回の安定化費用が合理的に説明がついて、ある意味で経常的に費用として認識できるものについて原価として認めるということも否定はできないというふうには、私自身は思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。第一段階として、企業会計の問題として特損で賄うか、特損で賄うというのは結局、株主に泣いてもらうということですよ。それとも経常的な費用と見るか。第二関門として、仮に経常的な費用として企業会計上は認識できるものとしても、法19条2項に言うところの原価として認めるか。以上の2段階のご説明をいただいたわけですね。安定化費用については、両ステップともハードルを超えられるんじゃないかというご説明だったと思うんですが、賠償対応についてはどう考えればよろしゅうございますか、ちょっと私は聞き逃してしまったのかもしれない。申しわけありません。

○永田委員

賠償対応は、まさしくその賠償金自体は機構から一旦資金援助をいただいて、負担金として支払うわけですね。特別利益経常ですけれども、キャッシュフローとしては長期にわたって特別負担金等々で支払っていくということだと思います。

一方で、その賠償対応費用というのは、基本的にある意味では経常的に発生して、なおかつ短期的に費用は低減していくものだというふうには思っております。それで、事務対応費用で委託費なので、これ自体を営業費と認識することは、決して企業会計上も間違った判断ではないと考えております。

したがって、原価算入するかどうかというのは、これはまた別の判断もあるんでしょうけ

れども、そういった会計の考え方を前提とした場合、原価に入れるということは不合理ではないと考えています。

○安念委員長

ありがとうございます。

東電さんのご認識について何か追加していただくことはございますか。

○東京電力株式会社説明補助者③

ただいま永田先生からお話しいただいたことですべて補完されていると思っておりますけれども、基本的に安定化費用については、電気事業設備の、電気事業特有な部分でもありまして、これは原子力の今回の事故の対象設備にかかわらず、電気事業の設備というのは常に設備投資と除却を繰り返しているという性格があります。したがって、設備投資をして最後までいわゆる除却をして、廃止をするまで、すべてが営業費用としてコストとして見ていくというというのが大きな特徴だというふうに考えています。

今回この安定化費用をどう見るかというところでございますが、今、先生からご説明いただいたとおり、今後、責任を持って廃炉に向けて維持していく、設備を維持して安定させていくためのコストということで営業費用として見ている、そういうことでございます。

それから、賠償のほうでございますけれども、賠償行為そのものについてどう考えるか、これは賠償金については今ご説明があったとおり、これは別物でございますけれども、賠償行為については、それ以外の例えば端的に電気事故があったとか、そういったことがあった場合の補償行為というのも、これは営業費として常日ごろ発生し得るものであります。したがって、こういったものは、常日ごろから電気事業を進めていく上でどうしても必要な費用ということから、営業費として処理させていただいているということで、そういった意味で原価としてお認めいただきたい、そういうことでございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

以上、会計のご専門家としての永田委員からと、それから東電さんからのご認識を開陳していただいたわけですが、ほかの方々、いかがでございますか。

どうぞ、阿南事務局長。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

私は、その考え方が全くわからなくてですね。要するに、事故が起きなければこんな費用はかからないわけですよ。

○安念委員長

それはもちろん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

事故を起こしたんですよね。ですから、その事故処理費用なんですよ、これは明らかに。なのに、なぜその事故処理費用を消費者が負担しなきゃいけないのか、それは全く理屈が合わないと思います。487億円、そして、その安定化費用のための人件費83億円で、賠償が278億円、やっぱりこれを消費者に負担させるのは、いかにも理屈が通らないし、おかしいと思いますし、国民の声でも、そういうふうにして書いてあります。

前回に八田先生が、やっぱり本来は、もともと電気料金に組み入れるべきだったとか、それから、株主が負担すべきだというふうにしておっしゃいましたけれども、私もそれは当然だと思うんですよね。ここにありますが、やっぱり東電の資産からそれは捻出すべきものだというふうにして思いますが。

○安念委員長

それは、その損害賠償本体はそういう整理だとして、今のようにそれに附帯するような費目、つまりは安定化費用や損害賠償対応についても、やはり同じであるべきだというお考えというふうに理解してよろしゅうございますか。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そうです。

○安念委員長

はい、わかりました。

ほかの方々、いかがでございましょうか。

八田先生、どうぞ。

○八田委員

原発事故か否かを問わず、もし大事故が起きたときには、賠償費用は料金に乘せるべきではなくて、その会社の株主が負担すべきであるべきだと思います。

ただし、そのような事故に対して掛ける保険の通常の保険料は、原価だと認めてもいいんだろうと思います。

○安念委員長

保険料は保険料はコストと認めていいだろうと。

○八田委員

通常の保険料自体はね。ただし、ほかの会社よりも保険料が高いのなら、その差は株主が負担するというのが原則なんだろうと思います。

原発事故に対する賠償金本体の全額をカバーする民間保険はないので、賠償金の本体に対しては、民間保険に上乗せして共済などの特別な制度をつくる必要があると思います。しかし賠償のための手続にかかる費用は、賠償金本体に比べたらはるかに少ない額ですから、民間保険にかかろうと思えばできたはずで、その保険料を原価に含めていたならば、それはそれで認められたらと思うと思います。そういう保険に加入していなかったとしたら、賠償事故にかかる費用は株主が負担すべきだと思います。原発以外の大事故の場合も同様です。

このようなものは、まず資産売却によって、株主が負担するのが原則です。もしその結果、会社が破綻すれば、国民全体が等しく負担しなきゃいけないと思います。株主の責任を規制料金でたまたまこの時期東京に住んでいる人が負担する筋合いのものじゃないと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

これは重い問題で、ちょっとほかの委員の方々からのご意見も、私はぜひ伺いたいんですが、ぜひ伺いたい。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

私もまだ答えがあるわけではなくて、もう少し考えてみたいと思っているんですけども、1つの視点としては、八田先生がおっしゃるとおり、元来は保険というものが事前にあって、それが自然な形で普通の企業であれば原価に入っていて、適正な水準に入っているというのがあったと思うんですけども、やや今回そもそも前提が違ってしまっているというのがある中でどう考えるかということを検討しますと、この先、本当にこの安定化の費用がどれだけかかるかわからない中で、これを入れないと、まず、その責任を果たし続けることができないのではないかとというのが1つと、それから、もう一つ、これを視点と申し上げましたのは、たまたま現在、東京電力の管内に住んでいる人が負担するのか、あるいは広く日本全国からそれを募って、それを負担する、せざるを得ないことに、結局、将来的には大きく費用が膨らんでいった場合はなると思うんですね。

そう考えると、受益者負担という考え方をすれば、望むと望まざるとにかかわらず、福島原発の電力という益を受けてきた人たちが支払うというのは、もしかしたら一つの考え方かもしれない。これを今、払わず、将来税金で払うということは、将来の世代にそれをつけ回すということにもなりかねないのではないかと。どこまでの時間の長さを見るかということもございます。こういう考え方も、もう一つの視点としてあろうかと思っていて、私自身もまだ答えが出ているわけではないというのは最初に申し上げたとおりなんですが、そういう視点からも議論したほ

うがよろしいかと思えます。

○安念委員長

出口を全くにらまないで議論するというのも、現実論としてはなかなか難しいのは確かなんですけどね。

松村先生、いかがですか。

○松村委員

ちょっと戻って、永田委員の説明でわかったところとわからなかったところがあるので、念のため確認させてください。盛んに除染費用、あるいは廃炉費用がこれで済むのかとか、除染費用がさらにかさむとかの議論を聞いて、頭が混乱してしまいました。確認ですが、除染費用はもともと料金原価には入っていないのですよね。料金原価には入っていないのだから、これから除染費用がかさむとかかさまないとか問題は、もちろんそれ自身重要な問題だが、この委員会の議論とは関係ないわけですね。

○安念委員長

そうです、はい。

○松村委員

廃炉費用も同様ですね。

○安念委員長

入らない、そうです。

○松村委員

福島第一原発の廃炉費用は、スリーマイルの事例を参考として物価上昇を調整し、どういうわけか30%のコストダウンを考えて費用計上している。仮に予想に外れて10%しかコストダウンできないことが判明したとしても、この費用が即料金に上乘せなどということはないわけですね。仮にそうなっても、あくまで原則としては特別損失と整理されるという枠組みになっているわけですね。したがって、仮に廃炉費用がこの後かさんだら、料金値上げで消費者につけ回しされるのではないかというのは、今回の整理からはないはずですよ。この点をご理解ください。

○安念委員長

私も、そのように認識しております。

○松村委員

その上で、あくまで、ここで負担とっているのは損害賠償そのものの額ではなくて、そのオペレーションのために必要な費用が原価に算入されている。それから、安定化のために必要な資本コストではなく、経常的にかかる費用だけが原価に算入されている。資本コストの分はもう投

入した。固定費用。特別損失として処理する。だけど、経常費用をけちって安定化を損ねたら、電気事業という観点からも致命的だし、国民の観点から見ても致命的、決して起こしてはいけないこと、そんなことになったら絶対に困る。だから、安定的にやってほしい。そのための経常的な費用を消費者に負担してくださいと言っているわけですよ。

例えば、火力発電所で何かのトラブルで壊れた、そのために大規模な修理が必要でした。しかし、料金申請時にはそんなコストが発生すると思っていなかったのも、まさに特別損失で、そのように処理して料金には転嫁しなかった。ところが、もともと60%の発電効率だったものが、トラブルの影響で、これが59%に下がってしまった。発電効率が下がった分だけ経常的なコストがかさむようになった。次回の料金改定するときには、その59%の発電効率を前提にして原価を計算するのか、いや、59%に下がったのだから事故のせいだから、これも特別損失だ、差分1%分の損失も特別損失として計上し、仮想的に60%の発電効率と見なして原価を計算すべきか、こういうことと、問題の構造は同じだと思います。

○安念委員長

似ていますね。

○松村委員

分類としては。

○安念委員長

ええ。

○松村委員

もちろん、そんな火力発電所のトラブルと原子力のトラブルを一緒にするのは感情的に許せないと思われる方いると思いますが、整理としてはそういうことだと思います。

そのときに、59%に発電効率が落ち、今後経常的に燃料費が余分にかかるということが明らかになったときに、これを料金原価に入れられないという理屈もあるとは思いますが、料金原価に入れるというのも十分理屈のある話だと思います。前回、入れるという理屈もあると申し上げましたが、私は、そのように頭を整理しております。入れるというのが著しく不合理だとは思いません。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

永田先生のおっしゃったのは、除染とか廃炉というのを、それがやがて先行き料金に乗ってくるぞと、そのことをおっしゃっているのではなくて、いずれにせよ、大きなスキームの中ではだれかが負担しなければならない。そういうスキームの中でこの安定化費用等を位置づけてみ

なければならぬだろうという、そういうご指摘だったようには私は理解しましたね。

じゃ、山内先生、お願いします。

○山内委員

まず、さっき永田さんが言ったことと、今、松村さんが言ったことって近いところがあると思うんですね。それは何かというと、要するに特損で出すのは施設の部分で、それで経常的に入ってくる費用は経常的に認めたらいいんじゃないかと、その点は一致していると思うんです。

さっき永田さんがおっしゃったように、じゃ、その経常的に発生する費用を料金原価に算定するのかどうかという、そのときに、先ほどの基準を2つおっしゃったけれども、基本的に電気事業というものを継続、安定的に営むためにそれが費用として認められるかどうかという、そういうことだと思うんですね。

それを考えると、今の松永さんの議論と近くて、要するに、それをどういうふうに次の原価に入れるか入れないかというのは、その事業をどう見るかということだと思うんです。その意味でいったら、前回私も申し上げたんですけども、1つは電気事業、これで東京電力さんですけども、安定的にこれからもやっていかなきゃいけないし、それに対して、先ほどの永田さんの議論と、今ちょっと議論になったのは、ほかにももしかしたら安定化の費用、もしかしたら出てくるかもわからないということもあると思うんですね。

○安念委員長

それはね、ええ。

○山内委員

それは、ある程度見込んであげないと。将来何か問題を起こすとか、そういうことを防ぐためにも、きちっと原価算定に入れておいて安定的に資金支弁してやるというのが1つの考え方だというふうに思います。

それを全体的にまとめて言うと、ですから、特損で出すのは施設部分、あるいはその固まりとして出ていくものであって、経常的に出すものの中で特に事業に必要なものとして、私はこの安定化費用というのは重要だというふうに思っています。その意味では料金算定、原価算定してもおかしくないし、それからもう一つ、補償に係る費用について、これも先ほど議論がありましたけれども、これ、本当に今必要とされている費用だと思うんですね。特に被害を受けられた方については、その意味での安定性はやっぱり十分に理解すべきではないかというふうに思います。

さっき八田先生も出たし、前回の議論ではもう一つの保険の議論というのがあって、本来保険をかけるべきであったという話であります。さっき八田先生がおっしゃったように、その保険については原価算定は当然だろうと、それはまさに原則論だと思います。

今回、賠償費用についてもその議論を保険の議論でやっていて、要するに東電さんの会計でいうと特別負担金の部分と普通負担金の部分があって、普通負担金の部分の説明は保険の支払いだという、そういう説明になっているはずなんです。だから、保険が本来あるべきものがなかったのを後から支払うという理屈はないわけではないですね。ですから、もしも保険という理論を使うとしても、これを今払う、その保険料を今払う、いや、保険料を具現化してしまったというか、それを今払うというのもあり得る話ではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

八田先生、何か補足を。

○八田委員

これについていろんな考え方があると思います。「能率的な経営のもとにおける適正な原価」という文言をどう解釈するかが鍵だと思います。電力自由化が小口需要家にもたらす恩恵は、「電力会社の自由化部門における競争がもたらすコスト(原価)の低下分を反映させて、小口料金を下げること」です。この考え方の下では、小口料金規制における「能率的な経営のもとにおける適正な原価」とは、「競争的な状況において同業者が負担している原価」と定義できます。この場合には、特損に入れる部分が、ここで東電がお出しになったのよりは広がります。阿南さんがおっしゃるとおりだと思います。

○安念委員長

わからないんですけども、能率的というのはやっぱりバーチャルなコンペティティブマーケットを想定すればという意味だと思うんですね。そうすると、おっしゃることはそういうことでしょう。だとすると、対応費用だって、安定化費用だって、要するにお前の不始末だろうと、それをコンペティティブなマーケットであれば消費者に課する価格で回収できるはずないよねという、その理屈の筋としては、そういうことですよ。

○八田委員

東電は、安定化もやるべきだし、賠償の手続をやるべきだけれども、その費用は、資産売却を含めた株主の負担によって賄うべきです。それによって破綻してしまう場合は、国民の全体が負担する税で賄うべきであって、電気の料金に乘せるべきではないと思います。

先ほど将来世代の役割についてお話が出ましたが、こういう大事故の賠償は戦債と同じように、まさに将来世代を含めた広い世代でもって負担しなきゃいけないものだと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

この安定化費用の中には今、例えば4号機が大変な状況になって、危ない危険な状態にあるわけですけども、それを安定化していくということについても、この費用に入るのでしょうか。

○安念委員長

この点はいかがですか。現時点でお答えいただければ、お答えください。

○高津東京電力株式会社常務

4号機の安定化費用は、特損ということで計上しています。

○安念委員長

それによろしゅうございますか。現時点でのお答えで結構でございますけれども、そういうことだそうでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

幾らなんですか。

○高津東京電力株式会社常務

1号から4号までのこの水の循環とか、放射能測定とか、そういうのは先ほど経常ということでお願いしました。今の補強したとか、特別に一時的に設備としてやったもの、これは特損だということでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それで4号機の今の燃料プールのところで、大変な危険な状態にあるじゃないですか。これからまたいろんなことがかかってくるんじゃないんですか。

○東京電力株式会社説明補助者④

ご報告します。4号機は今、冷却がきちとなされておりまして、傾きがあるという情報もありますけれども、実際に傾いていないということも確認して、これはプレス発表もさせていただいておりますので、今このものについては、水を循環してきれいにする、そういったものは経常的に発生する費用として先ほどの費用に算定させていただいておりますけれども、その設備をつくったことについては既に特損計上しておりますという整理でございます。

○安念委員長

ということだそうでございます。

○片岡電力市場整備課長

むしろ、プールの補強とか、そういう建屋の補強工事については今回の費用との関係でどうな

っているかというご質問だと思うんで、それは、もしよければご説明いただけますか。

○安念委員長

それは特損のということですか。

○高津東京電力株式会社常務

特損です。

○安念委員長

そういう整理だそうでございます。

○片岡電力市場整備課長

では、今回の費用には入っていないということですね。

○安念委員長

入っていないです。

○片岡電力市場整備課長

だから、これは繰り返しですけれども、その資本的支出といいますか、そういう補強工事等に伴うような、ざっくりとあれですが、設備なり工事に伴うものは特損で処理をしていると。そうではなくて、先ほどもありましたけれども、汚染水の処理でありますとか、あるいは消耗品として防護服の取りかえでありますとか、そういう費用は、それだけというのは今回ご説明があったやつをもう少しつぶさに見ていく必要はあると思いますけれども、そういうものについては今回、原価に入っていると、そういうことだと思います。

○安念委員長

どうもいろいろ活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

最後の点は大難問で、まとまらないだろうなと思ったら、やっぱりまとまりませんでした。

どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

最後にちょっと意見を言わせていただきます。ちょっと2点ですが、1つは、福島から避難されてきて東電管内で住んでいらっしゃる方にとっては、電力料金の中に自分たちの賠償費用の一部が、あの手続に関する部分が人件費等で含まれているという、そういった負担感があるということ、それを改めてご承知おきいただきたいということ、それが1点目。

2点目は、営業費の項目の中に既に、例えば放射線廃棄物処分費とか、原子力に係るさまざまな費用が既に組み込まれております。こういったことが明らかになっている状況の中で、改めて今後また事故があった場合の安定化のための費用や、それから賠償に係る人件費等が現時点では特別に項目としてはないわけですが、それが横断的にさまざまな人件費やさまざまな費用に振り分

けられるということではなくて、むしろこういった費用も今後、原子力発電に関しては負担をしていくんだという、ある意味、国民的な合意も必要にはなってくる面もあるんじゃないかというふうに思っています。

だから、そういったことが合意が得られる、そういったことも負担して私たちは原子力発電を肯定していくのであれば、稼働をオーケーとしていくのであれば、そういったことも含めて費用の中に承知する、そういったことも必要じゃないかなというふうに思っております。

○安念委員長

なるほどね。はい、わかりました。

わかりましたって、まとまらなかったわけですがけれども、しょうがない、これは無理にまとめるような話じゃ全然ございません。

すみません、私の不手際で20分ほど超過してしまいました。もう皆さんも私も限界でございますから、きょうの議論はこれぐらいにいたしましょう。

4. 閉会

○安念委員長

本当ありがとうございました。いろんなことが明らかになりましたので、特に今の点、安定化と、それから賠償対応等のコストにつきましては、これを原価に認めるかどうかについて当然両論おありだろうと思いましたが、改めてそれが確認されましたので、まずはとにかく字にしてみて、最後、一本化できればするというにしたいと思えます。

その他、いろんなことご指摘をいただきましたので、東電さんから出していただける資料については、また、ご準備いただくということにしたいと存じます。どうもありがとうございました。

進め方については事務局のほうからご説明いただきます。

○片岡電力市場整備課長

長時間、どうもありがとうございました。

第4回でございますけれども、6月4日月曜日の開催を予定しております。時間等につきましては、追ってまたホームページ等を含めてご案内いたします。

それから、前回もちょっとご紹介しましたけれども、公聴会を来週7日、9日に実施いたします。意見陳述につきましてはもう一応締め切りまして、ご本人にもご連絡したところでございますけれども、傍聴につきましては、引き続きまだ少し枠がございますので、別途またご案内を申し上げまして募集したいと考えております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。本日は長時間にわたりまして熱心にご討論いただきまして、本当にありがとうございました。オブザーバーの皆様、委員の皆様、それから東電の皆様、本当にありがとうございました。これで終わります。

—了—